

# Smart-i TOPIXインデックス

追加型投信／国内／株式／インデックス型

◆この目論見書により行なう「Smart-i TOPIXインデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月22日に関東財務局長に提出しており、2024年2月23日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日 : 2024年2月22日  
発行者名 : リそなアセットマネジメント株式会社  
代表者の役職氏名 : 代表取締役 西山 明宏  
本店の所在の場所 : 東京都江東区木場一丁目5番65号  
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） : 該当事項はありません。  
の写しを縦覧に供する場所

リそなアセットマネジメント 株式会社

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第二部【ファンド情報】 .....	3
第1【ファンドの状況】 .....	3
第2【管理及び運営】 .....	31
第3【ファンドの経理状況】 .....	35
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	119
第三部【委託会社等の情報】 .....	120
約款 .....	153

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

Smart-i TOPIXインデックス（以下「ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

ありません。

### (6)【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

2024年2月23日から2024年8月27日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 りそなアセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-223351 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時） ホームページ アドレス： <a href="https://www.resona-am.co.jp/">https://www.resona-am.co.jp/</a>
---

### (9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的  
東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格
  - 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経 225
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファミリーファンド	東証株価指数 (TOPIX、配 当込み)
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 ( )
	その他 ( )	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(株 式 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式 一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われぬファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。



③ ファンドの特色

**1 国内の株式を実質的な主要投資対象とし、東証株価指数 (TOPIX、配当込み)\*の動きに連動する投資成果を目指します。**

\*「東証株価指数 (TOPIX、配当込み)」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。

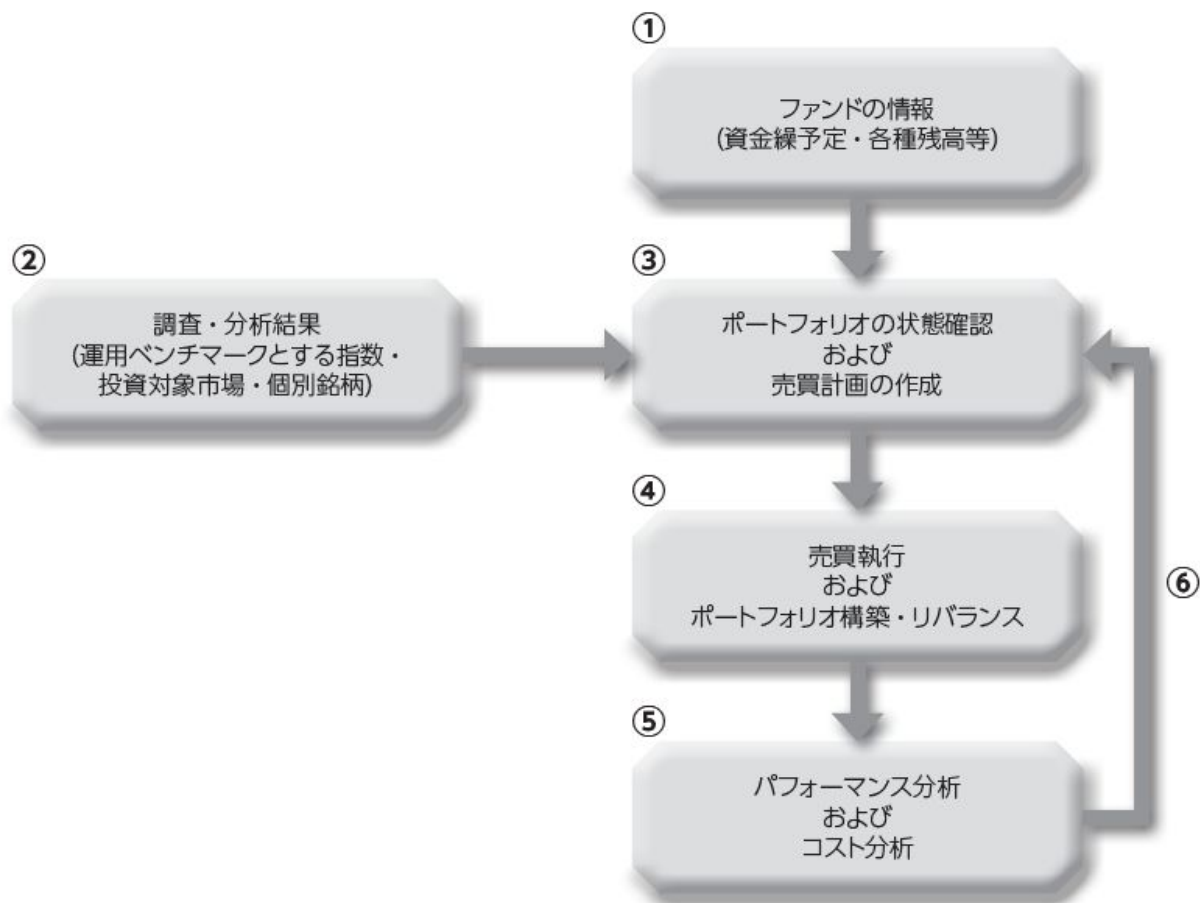
**2 RM国内株式マザーファンドを通じて、主として東証株価指数 (TOPIX、配当込み)に採用されている株式への投資を行います。**

- 東証株価指数 (TOPIX、配当込み) への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF (上場投資信託証券)、国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。

**3 購入時手数料のないノーロード型のファンドです。**

- 換金時手数料、信託財産留保額もかかりません。

## ■ 運用プロセスのイメージ



- ①設定・解約による資金繰予定のほか、個別銘柄・現金等の残高・取引履歴情報を確認します。
- ②運用ベンチマークとする指数および投資対象となる市場・個別銘柄に関する調査・分析を行います。
- ③各種情報を基にポートフォリオの状態を確認し、必要に応じて個別銘柄の売買計画を作成します。
- ④売買執行(市場での個別銘柄等の売買)により、ポートフォリオの構築・リバランスを行います。
- ⑤運用パフォーマンスや運用ベンチマークとの連動性、売買執行に要したコストの分析等を行います。
- ⑥上記⑤の分析結果を反映し、継続的な運用の改善につなげます。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ ファンドの仕組み

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



## ■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行いません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## ■ 分配方針

原則、毎年5月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

「東証株価指数(TOPIX、配当込み)」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

- ④ 信託金限度額
  - ・ 3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
  - ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

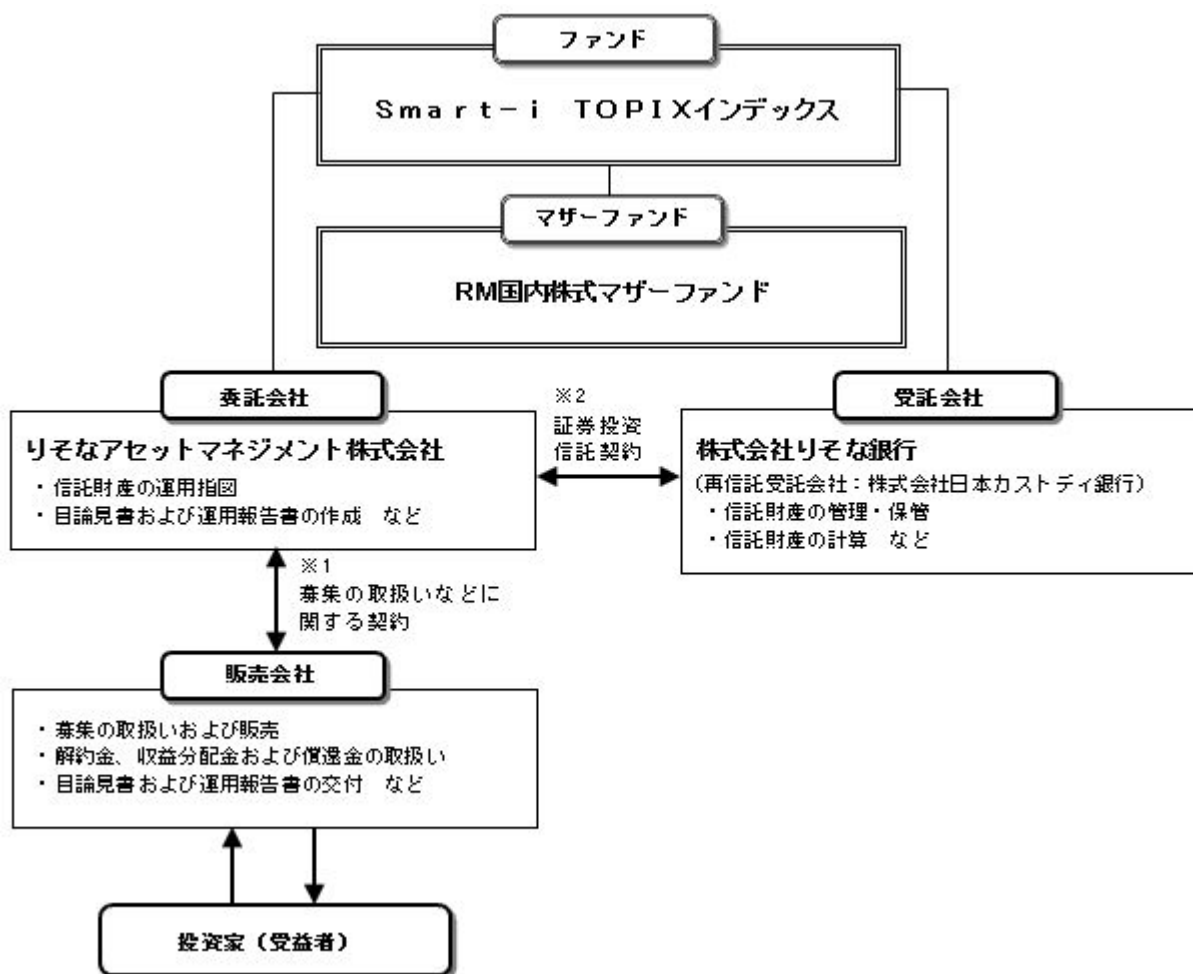
### (2) 【ファンドの沿革】

2017年8月29日

- ・ ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2023年11月末現在）

1) 資本金

1,000百万円

2) 沿革

2015年8月3日：りそなアセットマネジメント株式会社設立

2020年1月1日：株式会社りそな銀行の資産運用事業に関する権利義務の一部を承継

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	3,960,000株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）、国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、前述の「運用プロセスのイメージ」をご参照ください。

### (2)【投資対象】

RM国内株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式に直接投資することがあります。

#### ① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ) 有価証券
  - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
  - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ) 為替手形

#### ② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM国内株式マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

- す。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
  - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
  - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
  - 17) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
  - 20) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
  - 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって 19) の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 14) の証券のうち投資法人債券ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および 14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

### ③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

### ④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

《参考情報》

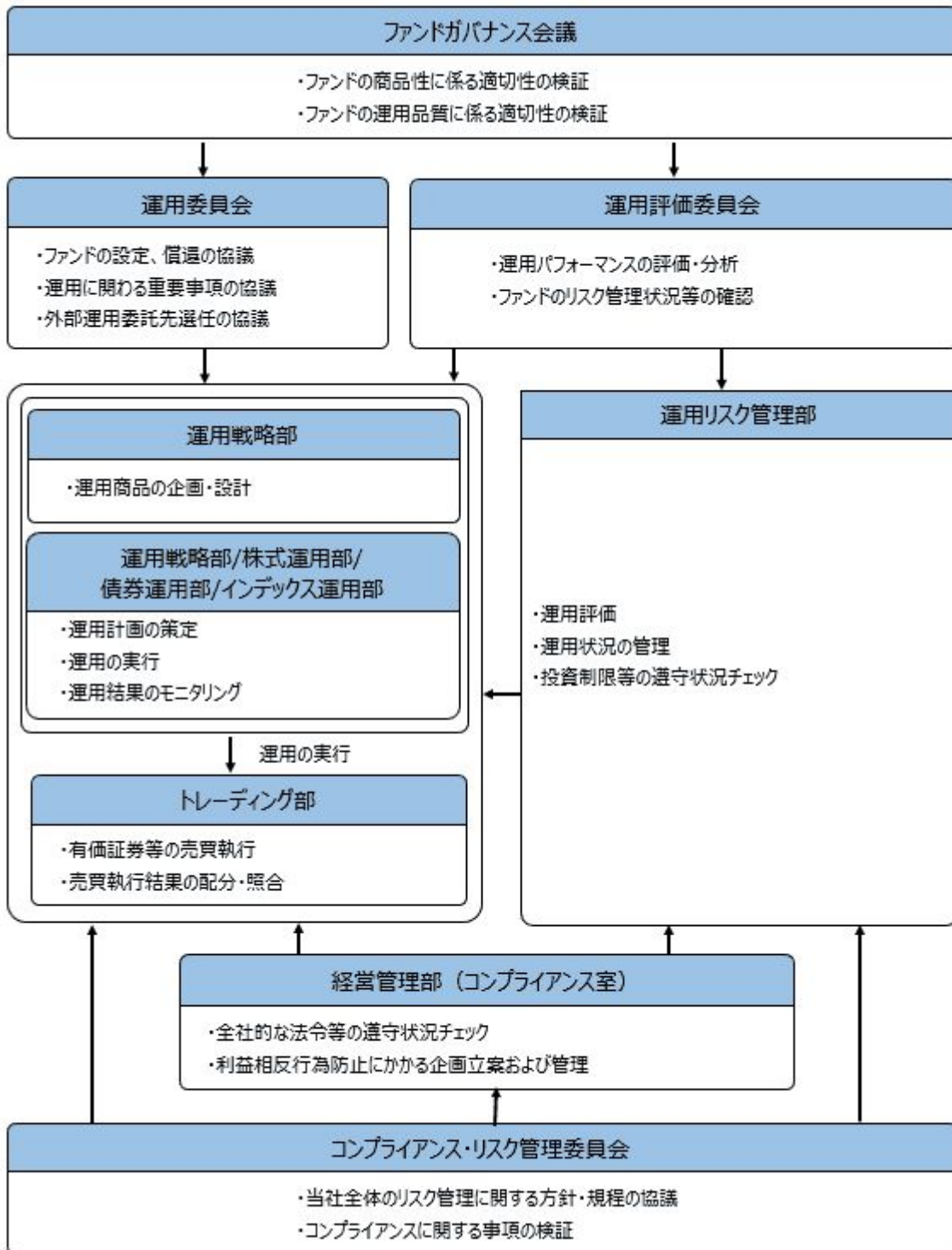
◆投資対象とするマザーファンドの概要

<RM国内株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式
投資方針	① 主として、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。 ② 株式（指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）を含みます。）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行いません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(3) 【運用体制】

① ファンドの運用体制は以下のとおりです。



※ファンドガバナンス会議は 3 名程度、運用委員会は 5 名程度、運用評価委員会は 6 名程度、コンプライアンス・リスク管理委員会は 3 名程度で構成されています。

- ② りそなアセットマネジメント株式会社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。  
 委託会社では、運用に関する社内規程およびリスク管理規程を定め、適切な運用を行うとともに、流動性リスクを含む運用リスクの管理を行っています。
- ③ ファンドの関係法人に対する管理体制  
 委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を受託会社より受け取っております。

※上記の運用体制は、2023 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。



#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 2) 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。  
※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

##### ② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は、行いません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

##### 8) 投資する株式等の範囲

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

##### 9) 信用取引の指図範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - ロ) 株式分割により取得する株券
  - ハ) 有償増資により取得する株券
  - ニ) 売出しにより取得する株券
  - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  - ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きま

す。)の行使により取得可能な株券

10) 先物取引等の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
  - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

11) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとしま

す。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 13) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 14) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### ② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

##### ① 市場リスク

###### ・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

##### ② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

##### ③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### (その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて東証株価指数（TOPIX、配当込み）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
  - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
  - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
  - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり度が小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

## (2) リスク管理体制

### ○委託会社における投資リスクに対する管理体制

①運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。

②運用評価委員会は、運用実績、流動性リスクを含む運用リスクの状況、主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況等を確認することを通じ、信託財産の適切な運用に寄与することを目的に運用部門に対する管理・指導、改善提案等を行います。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。

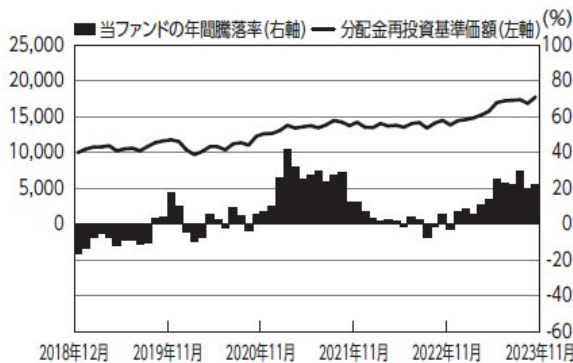
運用リスクを管理する部門は、運用業務等に係る情報のうち、経営に重要な影響を与えるまたは受益者の利益が著しく阻害される一切の事案についてはすみやかに、また法令・主な投資制限等の遵守状況については定期的に取締役会等に報告します。

※上記体制は2023年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 〔参考情報〕

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2018年12月末～2023年11月末



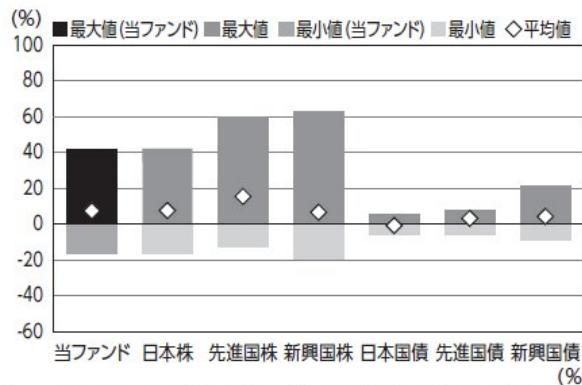
- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年12月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2018年12月末～2023年11月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	41.8	42.1	59.8	62.7	5.4	8.0	21.5
最小値	△16.2	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	7.4	7.6	15.4	6.6	△0.6	3.3	4.3

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### 各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX、配当込み)
  - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)
  - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
  - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
  - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
  - 新興国債・・・JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数 (TOPIX、配当込み)

東証株価指数 (TOPIX、配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

#### FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース) は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

ありません。

##### (2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
ありません。

##### (3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬  
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.154%（税抜 0.14%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分  
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.06%	0.06%	0.02%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払先	主な役務
委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

##### ③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

##### (4)【その他の手数料等】

- ① 監査法人に支払うファンドの監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
- ② 有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は証券会社等に信託財産中から都度支払われます。（消費税等相当額を含みます。）
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から都度支払われます。信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から都度支払われます。
- ④ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支払われます。
- ⑤ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます（現在、その他諸費用として受益者負担項目はありません。）。

※これらのその他の手数料等は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

- 上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。
- 上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 《確定拠出年金の場合》

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

### 《確定拠出年金でない場合》

#### ① 個人受益者の場合

##### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

##### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。確定拠出年金制度を通じて公募株式投資信託などを購入する場合は、NISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### ② 法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### ③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

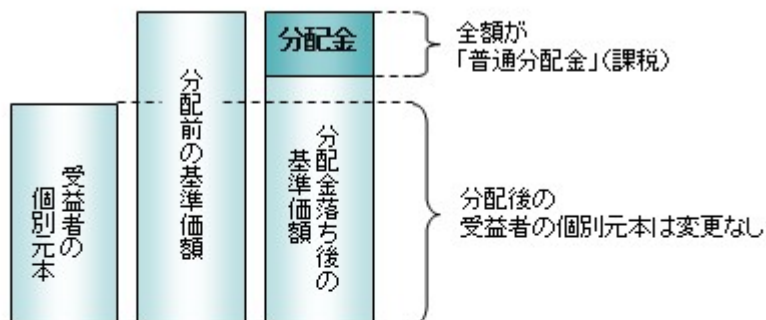


④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

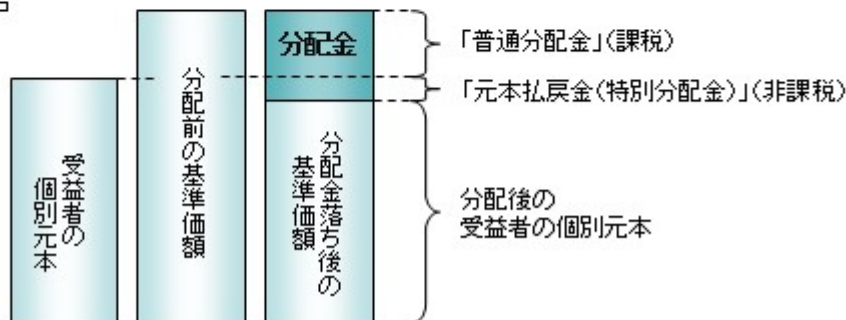
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
  - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 1 月末現在のもので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

[参考情報] ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①	②
	運用管理費用の比率	その他費用の比率
0.17%	0.16%	0.01%

※対象期間は2022年5月26日～2023年5月25日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口あたり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用とは監査費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5 【運用状況】

### 【Smart-i TOPIXインデックス】

以下の運用状況は2023年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	7,201,683,425	99.85
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	10,755,276	0.15
合計 (純資産総額)		7,212,438,701	100.00

#### (2) 【投資資産】

##### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

###### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	3,942,455,480	1.6703	6,585,231,303	1.8267	7,201,683,425	99.85

###### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.85
合計	99.85

##### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### ① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2018年5月25日)	15	15	1.1264	1.1264
第2計算期間末 (2019年5月27日)	274	274	1.0046	1.0046
第3計算期間末 (2020年5月25日)	806	806	0.9986	0.9986
第4計算期間末 (2021年5月25日)	1,956	1,956	1.3009	1.3009
第5計算期間末 (2022年5月25日)	2,858	2,858	1.2998	1.2998

第6計算期間末	(2023年5月25日)	4,735	4,735	1.5243	1.5243
	2022年11月末日	3,704	—	1.3916	—
	12月末日	3,720	—	1.3280	—
	2023年1月末日	3,907	—	1.3863	—
	2月末日	4,016	—	1.3993	—
	3月末日	4,374	—	1.4230	—
	4月末日	4,525	—	1.4611	—
	5月末日	4,793	—	1.5133	—
	6月末日	5,666	—	1.6270	—
	7月末日	5,938	—	1.6510	—
	8月末日	6,161	—	1.6578	—
	9月末日	6,614	—	1.6663	—
	10月末日	6,772	—	1.6163	—
	11月末日	7,212	—	1.7032	—

## ②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年8月29日～2018年5月25日	0.0000
第2期	2018年5月26日～2019年5月27日	0.0000
第3期	2019年5月28日～2020年5月25日	0.0000
第4期	2020年5月26日～2021年5月25日	0.0000
第5期	2021年5月26日～2022年5月25日	0.0000
第6期	2022年5月26日～2023年5月25日	0.0000
当中間期	2023年5月26日～2023年11月25日	—

## ③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年8月29日～2018年5月25日	12.64
第2期	2018年5月26日～2019年5月27日	△10.81
第3期	2019年5月28日～2020年5月25日	△0.60
第4期	2020年5月26日～2021年5月25日	30.27
第5期	2021年5月26日～2022年5月25日	△0.08
第6期	2022年5月26日～2023年5月25日	17.27
当中間期	2023年5月26日～2023年11月25日	12.48

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	2017年8月29日～2018年5月25日	18,797,178	4,835,735
第2期	2018年5月26日～2019年5月27日	336,153,044	76,847,671
第3期	2019年5月28日～2020年5月25日	785,759,686	250,959,344
第4期	2020年5月26日～2021年5月25日	1,220,126,033	524,486,621
第5期	2021年5月26日～2022年5月25日	1,573,878,972	878,511,364
第6期	2022年5月26日～2023年5月25日	2,450,712,877	1,543,485,921
当中間期	2023年5月26日～2023年11月25日	2,147,160,363	1,151,059,712

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

## RM国内株式マザーファンド

以下の運用状況は2023年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	124,291,753,400	98.66
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	1,682,362,380	1.34
合計 (純資産総額)		125,974,115,780	100.00

### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	1,615,680,000	1.28

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,022,600	2,095.26	4,237,872,876	2,794.50	5,652,155,700	4.49
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	260,600	12,109.24	3,155,667,944	12,820.00	3,340,892,000	2.65
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2,272,000	1,001.74	2,275,953,280	1,255.00	2,851,360,000	2.26
日本	株式	キーエンス	電気機器	36,900	60,621.24	2,236,923,764	63,350.00	2,337,615,000	1.86
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	10,989,200	161.82	1,778,272,344	173.10	1,902,230,520	1.51
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	78,000	17,329.57	1,351,706,460	24,025.00	1,873,950,000	1.49
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	257,900	5,988.54	1,544,444,466	7,258.00	1,871,838,200	1.49
日本	株式	日立製作所	電気機器	178,800	7,809.52	1,396,342,176	10,285.00	1,838,958,000	1.46
日本	株式	三菱商事	卸売業	257,400	5,568.17	1,433,246,958	6,886.00	1,772,456,400	1.41
日本	株式	信越化学工業	化学	334,600	4,098.81	1,371,461,826	5,212.00	1,743,935,200	1.38
日本	株式	任天堂	その他製品	232,600	5,788.40	1,346,381,840	6,912.00	1,607,731,200	1.28
日本	株式	三井物産	卸売業	293,600	4,523.79	1,328,184,744	5,392.00	1,583,091,200	1.26
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	280,300	4,201.94	1,177,803,782	5,505.00	1,543,051,500	1.22
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	262,000	4,739.71	1,241,804,020	5,738.00	1,503,356,000	1.19
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	327,000	4,340.30	1,419,278,100	4,165.00	1,361,955,000	1.08
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	898,300	1,262.64	1,134,229,512	1,509.00	1,355,534,700	1.08
日本	株式	KDDI	情報・通信業	285,500	4,197.28	1,198,323,440	4,625.00	1,320,437,500	1.05

日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	358,600	2,937.02	1,053,215,372	3,648.00	1,308,172,800	1.04
日本	株式	第一三共	医薬品	321,800	4,337.66	1,395,858,988	4,000.00	1,287,200,000	1.02
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	489,700	2,130.08	1,043,100,176	2,512.00	1,230,126,400	0.98
日本	株式	HOYA	精密機器	73,200	14,767.94	1,081,013,208	16,665.00	1,219,878,000	0.97
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	182,200	5,978.48	1,089,279,056	6,020.00	1,096,844,000	0.87
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	594,400	1,543.68	917,563,392	1,798.50	1,069,028,400	0.85
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	200,400	4,733.80	948,653,520	5,025.00	1,007,010,000	0.80
日本	株式	ダイキン工業	機械	44,400	23,874.63	1,060,033,572	22,155.00	983,682,000	0.78
日本	株式	村田製作所	電気機器	335,100	2,616.25	876,705,375	2,883.50	966,260,850	0.77
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	220,400	2,940.93	648,180,972	3,801.00	837,740,400	0.67
日本	株式	三菱電機	電気機器	414,100	1,642.80	680,283,480	2,009.00	831,926,900	0.66
日本	株式	SMC	機械	11,100	69,330.55	769,569,105	74,450.00	826,395,000	0.66
日本	株式	丸紅	卸売業	324,900	1,954.44	634,997,556	2,307.00	749,544,300	0.59

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.37
		建設業	2.05
		食料品	3.39
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.17
		化学	5.90
		医薬品	4.69
		石油・石炭製品	0.47
		ゴム製品	0.71
		ガラス・土石製品	0.67
		鉄鋼	0.97
		非鉄金属	0.67
		金属製品	0.52
		機械	5.14
		電気機器	17.07
		輸送用機器	8.56
		精密機器	2.30
		その他製品	2.27
		電気・ガス業	1.36
		陸運業	2.74
		海運業	0.74
空運業	0.44		
倉庫・運輸関連業	0.15		
情報・通信業	7.58		

	卸売業	6.93
	小売業	4.22
	銀行業	7.08
	証券、商品先物取引業	0.78
	保険業	2.41
	その他金融業	1.14
	不動産業	1.93
	サービス業	4.74
合 計		98.66

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	68	日本円	1,596,142,400	1,615,680,000	1.28

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## 運用実績

2023年11月30日現在

### 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

### 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2019年5月27日	0円
2020年5月25日	0円
2021年5月25日	0円
2022年5月25日	0円
2023年5月25日	0円
設定来累計	0円

### 主要な資産の状況

#### ■ポートフォリオの状況

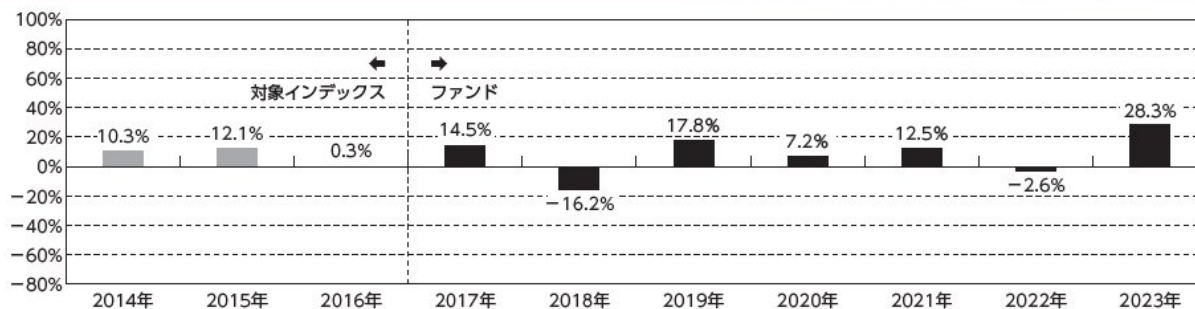
資産	組入比率
株式	98.7%
先物	1.3%
現金等	0.1%
合計	100.0%

#### ■組入上位銘柄

	銘柄名	業種	組入比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.5%
2	ソニーグループ	電気機器	2.7%
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.3%
4	キーエンス	電気機器	1.9%
5	日本電信電話	情報・通信業	1.5%
6	東京エレクトロン	電気機器	1.5%
7	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.5%
8	日立製作所	電気機器	1.5%
9	三菱商事	卸売業	1.4%
10	信越化学工業	化学	1.4%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。  
 ※業種は東証33業種の分類を基準としています。

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



・2014年から2016年までは、対象インデックス(東証株価指数(TOPIX、配当込み))の年間騰落率です。  
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 ・2017年は8月29日から12月末までの騰落率です。2023年は11月末までの騰落率です。  
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法  
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択  
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。  
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞  
収益分配金を自動的に再投資するコースです。  
＜分配金受取りコース（一般コース）＞  
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間  
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (5) 申込金額  
取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
- (6) 申込単位  
販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (7) 申込代金の支払い  
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (8) 受付の中止および取消  
委託会社は、金融商品取引所\*における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。  
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

### 2【換金（解約）手続等】

- (1) 解約の受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間  
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約制限  
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約価額  
解約請求受付日の基準価額とします。  
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

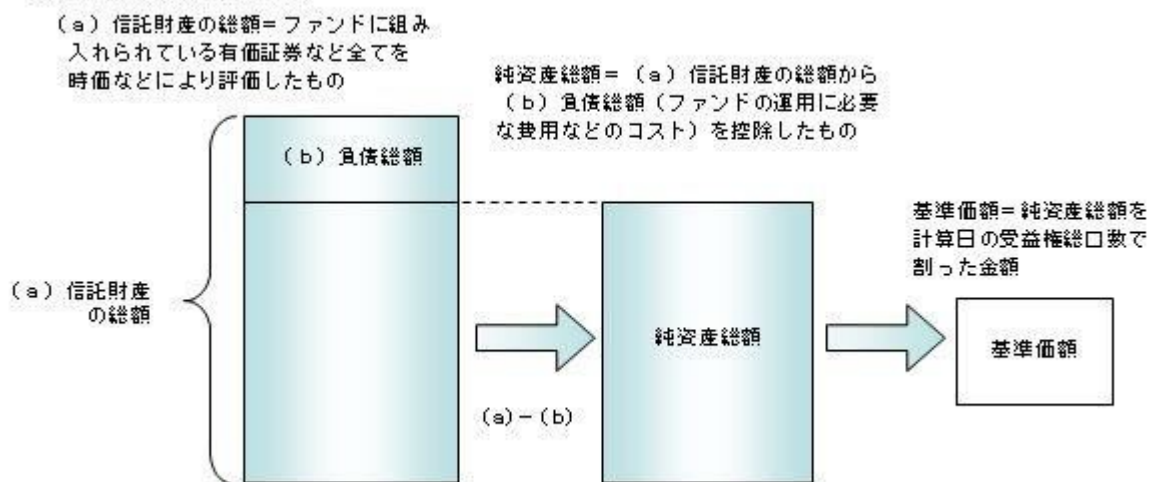
### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### ② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

##### <主な資産の評価方法>

##### ◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### ◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

##### ③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### 委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2017年8月29日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年5月26日から翌年5月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。)
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

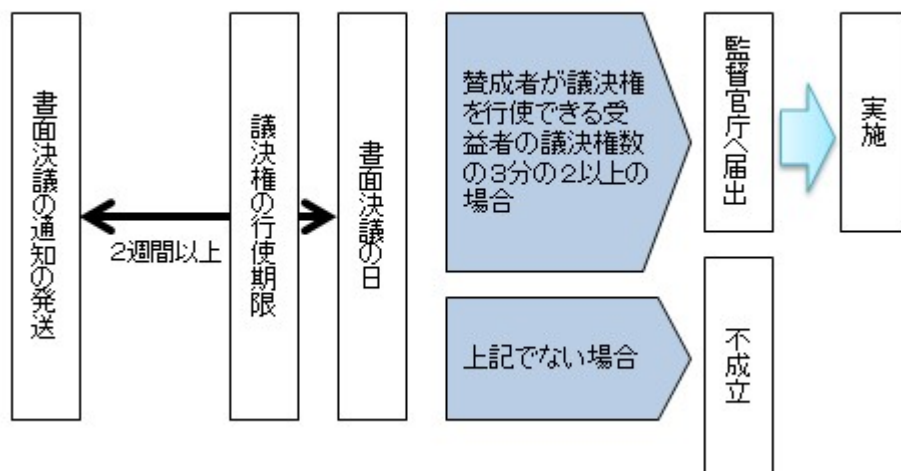
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行いません。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないません。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。

- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

#### <書面決議の主な流れ>



#### ⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

#### ⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

#### ⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

#### (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(2022年5月26日から2023年5月25日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年8月2日

りそなアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている Smart-i TOPIXインデックスの2022年5月26日から2023年5月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Smart-i TOPIXインデックスの2023年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【Smart-i TOPIXインデックス】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 2022年5月25日現在	第6期 2023年5月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	-	31,365,811
コール・ローン	13,236,687	7,469,729
親投資信託受益証券	2,856,032,379	4,727,883,031
未収入金	30,904,000	8,986,000
流動資産合計	2,900,173,066	4,775,704,571
資産合計	2,900,173,066	4,775,704,571
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	39,714,240	37,444,266
未払受託者報酬	290,345	443,604
未払委託者報酬	1,742,002	2,661,575
未払利息	35	20
その他未払費用	113,262	135,417
流動負債合計	41,859,884	40,684,882
負債合計	41,859,884	40,684,882
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,199,074,178	3,106,301,134
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	659,239,004	1,628,718,555
(分配準備積立金)	219,604,173	628,373,074
元本等合計	2,858,313,182	4,735,019,689
純資産合計	2,858,313,182	4,735,019,689
負債純資産合計	2,900,173,066	4,775,704,571



## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期		第6期	
	自	2021年5月26日 至 2022年5月25日	自	2022年5月26日 至 2023年5月25日
<b>営業収益</b>				
有価証券売買等損益		△13,309,343		665,054,652
<b>営業収益合計</b>		<b>△13,309,343</b>		<b>665,054,652</b>
<b>営業費用</b>				
支払利息		10,558		21,041
受託者報酬		542,045		805,761
委託者報酬		3,252,159		4,834,442
その他費用		211,730		246,313
<b>営業費用合計</b>		<b>4,016,492</b>		<b>5,907,557</b>
営業利益又は営業損失(△)		△17,325,835		659,147,095
経常利益又は経常損失(△)		△17,325,835		659,147,095
当期純利益又は当期純損失(△)		△17,325,835		659,147,095
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		18,144,054		101,401,101
期首剰余金又は期首欠損金(△)		452,417,648		659,239,004
剰余金増加額又は欠損金減少額		518,627,652		898,859,102
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		518,627,652		898,859,102
剰余金減少額又は欠損金増加額		276,336,407		487,125,545
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		276,336,407		487,125,545
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		659,239,004		1,628,718,555

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

第5期 2022年5月25日現在		第6期 2023年5月25日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,503,706,570円	期首元本額	2,199,074,178円
期中追加設定元本額	1,573,878,972円	期中追加設定元本額	2,450,712,877円
期中一部解約元本額	878,511,364円	期中一部解約元本額	1,543,485,921円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	2,199,074,178口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	3,106,301,134口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.2998円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.5243円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(12,998円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(15,243円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自2021年5月26日 至2022年5月25日		第6期 自2022年5月26日 至2023年5月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	58,062,144円	A 費用控除後の配当等収益額	100,466,568円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	404,881,690円
C 収益調整金額	439,634,831円	C 収益調整金額	1,000,345,481円
D 分配準備積立金額	161,542,029円	D 分配準備積立金額	123,024,816円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	659,239,004円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	1,628,718,555円
F 当ファンドの期末残存口数	2,199,074,178口	F 当ファンドの期末残存口数	3,106,301,134口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	2,997円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	5,243円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

第5期 自2021年5月26日 至2022年5月25日		第6期 自2022年5月26日 至2023年5月25日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制		3. 金融商品に係るリスク管理体制	

<p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	同左
---	----

## II 金融商品の時価等に関する事項

第5期 2022年5月25日現在	第6期 2023年5月25日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

### (関連当事者との取引に関する注記)

第5期 自 2021年5月26日 至 2022年5月25日	第6期 自 2022年5月26日 至 2023年5月25日
該当事項はありません。	同左

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

### (その他の注記)

#### 1 有価証券に関する注記

##### 売買目的有価証券

種類	第5期 自 2021年5月26日 至 2022年5月25日	第6期 自 2022年5月26日 至 2023年5月25日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△19,046,308	625,803,779
合計	△19,046,308	625,803,779

#### 2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	2,894,858,579	4,727,883,031	
合計		2,894,858,579	4,727,883,031	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

## RM国内株式マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

2023年5月25日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	438,755,465
コール・ローン	104,489,065
株式	91,248,776,720
派生商品評価勘定	85,632,500
未収入金	1,335,135
未収配当金	679,352,174
差入委託証拠金	42,750,000
流動資産合計	92,601,091,059
資産合計	92,601,091,059
負債の部	
流動負債	
前受金	85,410,000
未払解約金	140,649,100
未払利息	283
その他未払費用	6,723
流動負債合計	226,066,106
負債合計	226,066,106
純資産の部	
元本等	
元本	56,562,392,051
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	35,812,632,902
元本等合計	92,375,024,953
純資産合計	92,375,024,953
負債純資産合計	92,601,091,059

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2023年5月25日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年5月26日
期首元本額	40,827,643,040円
期中追加設定元本額	74,830,837,569円
期中一部解約元本額	59,096,088,558円
期末元本額	56,562,392,051円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	1,260,477,958円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	1,860,872,018円
りそなラップ型ファンド(成長型)	3,119,914,622円
DCりそな グローバルバランス	30,336,625円
つみたてバランスファンド	6,144,997,106円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	470,452,004円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	320,925,166円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	218,369,150円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	108,392,145円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	73,893,339円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	40,303,807円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	80,962,469円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	1,381,664円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	2,467,321円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	3,104,423円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	742,991円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	40,216円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	48,538円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	61,911円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	82,140円
ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)	124,956円
FWりそな国内株式アクティブファンド	363,879,968円
FWりそな国内株式インデックスファンド	34,495,632,621円
S m a r t - i T O P I Xインデックス	2,894,858,579円
S m a r t - i 8資産バランス 安定型	119,020,233円
S m a r t - i 8資産バランス 安定成長型	374,001,968円

S m a r t i 8資産バランス 成長型	466,643,629 円
TOPIXインデックスファンド(適格機関投資家専用)	502,563,301 円
りそなFT TOPIXインデックス(適格機関投資家専用)	942,771,143 円
りそなDAAファンド(適格機関投資家専用)	104,085,172 円
りそなFT RCバランスファンド(適格機関投資家専用)	1,400,672,361 円
りそなVIグローバル・バランスファンド(安定型)(適格機関投資家専用)	3,220,938 円
りそなVIグローバル・バランスファンド(安定成長型)(適格機関投資家専用)	27,958,483 円
りそなVIグローバル・バランスファンド(成長型)(適格機関投資家専用)	32,531,805 円
りそなFT マルチアセットファンド(適格機関投資家専用)	54,195,207 円
りそなDAAマルチアセットファンド(適格機関投資家専用)	14,889,977 円
りそなFT パッシブバランスI(適格機関投資家専用)	751,739,615 円
りそなマルチアセットファンド(適格機関投資家専用)	56,293,895 円
りそなDAAファンドII(適格機関投資家専用)	17,239 円
りそなDAAファンド202205(適格機関投資家専用)	219,465,348 円
2. 計算日における受益権の総数	56,562,392,051 口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.6332 円
(10,000口当たり純資産額)	(16,332 円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

### I 金融商品の状況に関する事項

2023年5月25日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

### II 金融商品の時価等に関する事項

2023年5月25日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引 (その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2023年5月25日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2023年5月25日現在	
	損益に含まれた評価差額(円)	
株式	6,959,743,234	
合計	6,959,743,234	

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2023年5月25日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	988,367,500	—	1,074,000,000	85,632,500
合計		988,367,500	—	1,074,000,000	85,632,500

(注) 時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。



附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	1,600	3,650.00	5,840,000	
ニッスイ	41,700	636.00	26,521,200	
マルハニチロ	6,200	2,553.00	15,828,600	
雪国まいたけ	3,500	981.00	3,433,500	
カネコ種苗	1,300	1,521.00	1,977,300	
サカタのタネ	4,700	4,075.00	19,152,500	
ホクト	3,700	1,843.00	6,819,100	
ホクリョウ	500	925.00	462,500	
住石ホールディングス	5,000	351.00	1,755,000	
日鉄鉱業	1,700	3,870.00	6,579,000	
三井松島ホールディングス	1,900	2,879.00	5,470,100	
I N P E X	154,100	1,561.00	240,550,100	
石油資源開発	4,800	4,435.00	21,288,000	
K&Oエナジーグループ	1,900	2,350.00	4,465,000	
ショーボンドホールディングス	5,700	5,640.00	32,148,000	
ミライト・ワン	13,800	1,785.00	24,633,000	
タマホーム	2,600	4,000.00	10,400,000	
サンヨーホームズ	400	709.00	283,600	
日本アクア	1,400	951.00	1,331,400	
ファーストコーポレーション	800	922.00	737,600	
ベステラ	700	943.00	660,100	
R o b o t H o m e	7,100	187.00	1,327,700	
キャンディル	600	573.00	343,800	
ダイセキ環境ソリューション	700	937.00	655,900	
第一カッター興業	1,100	1,263.00	1,389,300	
安藤・間	24,100	1,041.00	25,088,100	
東急建設	11,900	726.00	8,639,400	
コムシスホールディングス	14,100	2,802.00	39,508,200	
ビーアールホールディングス	6,600	386.00	2,547,600	

高松コンストラクショングループ	2,700	2,359.00	6,369,300
東建コーポレーション	1,200	7,640.00	9,168,000
ソネック	400	975.00	390,000
ヤマウラ	2,100	1,226.00	2,574,600
オリエンタル白石	15,000	313.00	4,695,000
大成建設	27,300	4,695.00	128,173,500
大林組	104,300	1,169.00	121,926,700
清水建設	87,700	876.00	76,825,200
飛島建設	3,200	1,218.00	3,897,600
長谷工コーポレーション	30,100	1,635.00	49,213,500
松井建設	2,700	705.00	1,903,500
銭高組	300	3,105.00	931,500
鹿島建設	64,600	2,080.00	134,368,000
不動テトラ	2,000	1,792.00	3,584,000
大末建設	800	1,289.00	1,031,200
鉄建建設	2,100	1,982.00	4,162,200
西松建設	4,900	3,370.00	16,513,000
三井住友建設	23,500	366.00	8,601,000
大豊建設	1,200	3,795.00	4,554,000
佐田建設	1,400	455.00	637,000
ナカノフドー建設	1,600	380.00	608,000
奥村組	4,700	3,865.00	18,165,500
東鉄工業	4,000	2,654.00	10,616,000
イチケン	500	1,900.00	950,000
富士ピー・エス	1,000	439.00	439,000
浅沼組	2,300	3,185.00	7,325,500
戸田建設	35,900	807.00	28,971,300
熊谷組	4,900	2,921.00	14,312,900
北野建設	400	2,953.00	1,181,200
植木組	600	1,296.00	777,600
矢作建設工業	4,000	1,104.00	4,416,000
ピーエス三菱	3,700	713.00	2,638,100
日本ハウスホールディングス	5,800	386.00	2,238,800
新日本建設	4,100	1,121.00	4,596,100
東亜道路工業	1,200	4,150.00	4,980,000
日本道路	600	8,410.00	5,046,000

東亜建設工業	2,500	3,120.00	7,800,000
日本国土開発	8,700	625.00	5,437,500
若築建設	1,300	3,600.00	4,680,000
東洋建設	9,400	974.00	9,155,600
五洋建設	41,300	711.00	29,364,300
世紀東急工業	3,700	1,294.00	4,787,800
福田組	1,100	4,795.00	5,274,500
住友林業	22,400	3,140.00	70,336,000
日本基礎技術	1,400	520.00	728,000
巴コーポレーション	2,500	446.00	1,115,000
大和ハウス工業	81,500	3,596.00	293,074,000
ライト工業	5,400	1,973.00	10,654,200
積水ハウス	91,300	2,843.50	259,611,550
日特建設	2,800	999.00	2,797,200
北陸電気工事	2,000	872.00	1,744,000
ユアテック	6,400	852.00	5,452,800
日本リーテック	2,600	1,442.00	3,749,200
四電工	1,200	2,106.00	2,527,200
中電工	4,500	2,229.00	10,030,500
関電工	16,000	1,068.00	17,088,000
きんでん	20,500	1,869.00	38,314,500
東京エネシス	2,900	960.00	2,784,000
トーエネック	1,000	3,690.00	3,690,000
住友電設	2,800	2,894.00	8,103,200
日本電設工業	4,800	1,921.00	9,220,800
エクシオグループ	13,400	2,652.00	35,536,800
新日本空調	1,600	2,211.00	3,537,600
九電工	7,100	3,790.00	26,909,000
三機工業	6,500	1,493.00	9,704,500
日揮ホールディングス	28,800	1,703.00	49,046,400
中外炉工業	1,000	1,946.00	1,946,000
ヤマト	1,900	956.00	1,816,400
太平電業	1,800	4,235.00	7,623,000
高砂熱学工業	7,000	2,391.00	16,737,000
三晃金属工業	300	4,065.00	1,219,500
朝日工業社	1,200	2,487.00	2,984,400

明星工業	5,000	927.00	4,635,000
大氣社	3,400	3,765.00	12,801,000
ダイダン	1,900	2,630.00	4,997,000
日比谷総合設備	2,500	2,334.00	5,835,000
フィル・カンパニー	500	897.00	448,500
テスホールディングス	3,100	1,050.00	3,255,000
インフロニア・ホールディングス	30,600	1,261.00	38,586,600
東洋エンジニアリング	3,900	555.00	2,164,500
レイズネクスト	4,200	1,441.00	6,052,200
ニッポン	7,900	1,812.00	14,314,800
日清製粉グループ本社	27,100	1,779.00	48,210,900
日東富士製粉	500	4,715.00	2,357,500
昭和産業	2,600	2,625.00	6,825,000
鳥越製粉	1,800	618.00	1,112,400
中部飼料	4,100	1,101.00	4,514,100
フィード・ワン	4,300	736.00	3,164,800
東洋精糖	400	1,411.00	564,400
日本甜菜製糖	1,700	1,829.00	3,109,300
DM三井製糖ホールディングス	2,900	2,564.00	7,435,600
塩水港精糖	2,700	199.00	537,300
ウェルネオシュガー	1,500	2,037.00	3,055,500
森永製菓	5,400	4,325.00	23,355,000
中村屋	700	3,080.00	2,156,000
江崎グリコ	8,400	3,725.00	31,290,000
名糖産業	1,200	1,619.00	1,942,800
井村屋グループ	1,600	2,305.00	3,688,000
不二家	2,000	2,503.00	5,006,000
山崎製パン	19,600	2,025.00	39,690,000
第一屋製パン	400	403.00	161,200
モロゾフ	900	3,770.00	3,393,000
亀田製菓	1,900	4,230.00	8,037,000
寿スピリッツ	3,100	10,160.00	31,496,000
カルビー	13,400	2,770.00	37,118,000
森永乳業	5,300	5,180.00	27,454,000
六甲バター	2,100	1,384.00	2,906,400
ヤクルト本社	20,900	9,310.00	194,579,000

明治ホールディングス	36,300	3,225.00	117,067,500
雪印メグミルク	7,100	1,982.00	14,072,200
プリマハム	3,900	2,257.00	8,802,300
日本ハム	11,400	3,860.00	44,004,000
林兼産業	700	491.00	343,700
丸大食品	2,900	1,487.00	4,312,300
S Foods	3,200	3,175.00	10,160,000
柿安本店	1,100	2,342.00	2,576,200
伊藤ハム米久ホールディングス	22,400	720.00	16,128,000
サッポロホールディングス	9,600	3,860.00	37,056,000
アサヒグループホールディングス	67,600	5,384.00	363,958,400
キリンホールディングス	132,100	2,132.00	281,637,200
宝ホールディングス	20,000	1,058.00	21,160,000
オエノンホールディングス	8,700	349.00	3,036,300
養命酒製造	1,000	1,831.00	1,831,000
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	22,900	1,578.00	36,136,200
サントリー食品インターナショナル	20,600	5,290.00	108,974,000
ダイドーグループホールディングス	1,700	4,985.00	8,474,500
伊藤園	9,900	4,115.00	40,738,500
キーコーヒー	3,300	2,045.00	6,748,500
ユニカフェ	800	912.00	729,600
ジャパンフーズ	400	1,102.00	440,800
日清オイリオグループ	4,100	3,435.00	14,083,500
不二製油グループ本社	6,800	2,023.00	13,756,400
かどや製油	300	3,485.00	1,045,500
J-オイルミルズ	3,000	1,585.00	4,755,000
キッコーマン	19,400	8,200.00	159,080,000
味の素	70,700	5,378.00	380,224,600
ブルドックソース	1,600	1,980.00	3,168,000
キューピー	15,700	2,296.00	36,047,200
ハウス食品グループ本社	9,000	3,215.00	28,935,000
カゴメ	13,600	3,310.00	45,016,000
焼津水産化学工業	900	820.00	738,000
アリアケジャパン	2,600	5,210.00	13,546,000
ピエトロ	300	1,809.00	542,700

エバラ食品工業	800	2,997.00	2,397,600
やまみ	200	1,422.00	284,400
ニチレイ	13,400	3,030.00	40,602,000
東洋水産	14,800	5,810.00	85,988,000
イートアンドホールディングス	1,200	2,185.00	2,622,000
大冷	300	1,917.00	575,100
ヨシムラ・フード・ホールディングス	1,900	818.00	1,554,200
日清食品ホールディングス	10,300	12,010.00	123,703,000
永谷園ホールディングス	1,400	2,189.00	3,064,600
一正蒲鉾	1,000	766.00	766,000
フジッコ	3,000	1,907.00	5,721,000
ロック・フィールド	3,300	1,467.00	4,841,100
日本たばこ産業	192,700	3,080.00	593,516,000
ケンコーマヨネーズ	2,000	1,284.00	2,568,000
わらべや日洋ホールディングス	2,200	2,298.00	5,055,600
なとり	1,800	1,941.00	3,493,800
イフジ産業	400	1,070.00	428,000
ファーマフーズ	4,200	1,798.00	7,551,600
ユウグレナ	18,900	857.00	16,197,300
紀文食品	2,300	1,011.00	2,325,300
ピクルスホールディングス	1,700	1,247.00	2,119,900
ミヨシ油脂	800	994.00	795,200
理研ビタミン	2,500	2,048.00	5,120,000
片倉工業	2,700	1,757.00	4,743,900
グンゼ	2,100	4,465.00	9,376,500
東洋紡	12,900	1,026.00	13,235,400
ユニチカ	8,900	227.00	2,020,300
富士紡ホールディングス	1,200	3,090.00	3,708,000
倉敷紡績	2,200	2,306.00	5,073,200
シキボウ	1,300	983.00	1,277,900
日本毛織	7,900	1,006.00	7,947,400
ダイトウボウ	3,800	92.00	349,600
トーア紡コーポレーション	900	374.00	336,600
ダイドーリミテッド	3,300	257.00	848,100
帝国繊維	3,400	1,654.00	5,623,600
帝人	28,600	1,393.00	39,839,800

東レ	199,500	737.30	147,091,350
住江織物	500	2,312.00	1,156,000
日本フェルト	1,300	413.00	536,900
イチカワ	300	1,334.00	400,200
日東製網	200	1,403.00	280,600
アツギ	1,300	417.00	542,100
ダイニック	600	745.00	447,000
セーレン	5,700	2,232.00	12,722,400
ソトー	700	768.00	537,600
東海染工	200	1,113.00	222,600
小松マテーレ	4,300	669.00	2,876,700
ワコールホールディングス	5,700	2,937.00	16,740,900
ホギメディカル	4,000	3,380.00	13,520,000
クラウディアホールディングス	500	532.00	266,000
T S I ホールディングス	10,000	665.00	6,650,000
マツオカコーポレーション	600	1,165.00	699,000
ワールド	3,800	1,526.00	5,798,800
三陽商会	900	1,649.00	1,484,100
ナイガイ	800	263.00	210,400
オンワードホールディングス	19,300	384.00	7,411,200
ルックホールディングス	700	2,280.00	1,596,000
キムラタン	13,500	21.00	283,500
ゴールドウイン	5,300	11,970.00	63,441,000
デサント	5,100	3,880.00	19,788,000
キング	1,000	578.00	578,000
ヤマトインターナショナル	1,800	271.00	487,800
特種東海製紙	1,300	3,095.00	4,023,500
王子ホールディングス	124,000	548.00	67,952,000
日本製紙	15,500	1,195.00	18,522,500
三菱製紙	2,800	488.00	1,366,400
北越コーポレーション	18,800	924.00	17,371,200
中越パルプ工業	900	1,268.00	1,141,200
巴川製紙所	700	665.00	465,500
大王製紙	13,200	1,076.00	14,203,200
阿波製紙	600	558.00	334,800
レンゴー	27,100	838.00	22,709,800

トーモク	1,700	1,862.00	3,165,400
ザ・バック	2,200	3,045.00	6,699,000
北の達人コーポレーション	12,500	289.00	3,612,500
クラレ	47,300	1,340.00	63,382,000
旭化成	185,900	963.70	179,151,830
共和レザー	1,300	536.00	696,800
レゾナック・ホールディングス	28,800	2,185.00	62,928,000
住友化学	220,900	430.00	94,987,000
住友精化	1,200	4,280.00	5,136,000
日産化学	14,100	6,090.00	85,869,000
ラサ工業	1,100	2,043.00	2,247,300
クレハ	2,500	8,230.00	20,575,000
多木化学	1,200	4,410.00	5,292,000
テイカ	2,000	1,272.00	2,544,000
石原産業	5,400	1,276.00	6,890,400
片倉コープアグリ	500	1,301.00	650,500
日本曹達	3,200	4,735.00	15,152,000
東ソー	39,800	1,679.00	66,824,200
トクヤマ	9,600	2,198.00	21,100,800
セントラル硝子	4,800	2,922.00	14,025,600
東亜合成	14,900	1,257.00	18,729,300
大阪ソーダ	1,800	4,145.00	7,461,000
関東電化工業	5,800	906.00	5,254,800
デンカ	10,800	2,673.00	28,868,400
信越化学工業	247,500	4,322.00	1,069,695,000
日本カーバイド工業	900	1,307.00	1,176,300
堺化学工業	2,300	1,816.00	4,176,800
第一稀元素化学工業	2,700	904.00	2,440,800
エア・ウォーター	28,100	1,875.00	52,687,500
日本酸素ホールディングス	28,900	2,941.00	84,994,900
日本化学工業	1,000	1,814.00	1,814,000
東邦アセチレン	500	1,301.00	650,500
日本パーカライジング	14,700	1,090.00	16,023,000
高压ガス工業	4,300	743.00	3,194,900
チタン工業	300	1,393.00	417,900
四国化成ホールディングス	3,500	1,450.00	5,075,000



戸田工業	700	2,349.00	1,644,300
ステラ ケミファ	1,800	3,030.00	5,454,000
保土谷化学工業	800	3,120.00	2,496,000
日本触媒	4,500	5,260.00	23,670,000
大日精化工業	2,100	1,959.00	4,113,900
カネカ	6,800	3,895.00	26,486,000
三菱瓦斯化学	22,200	1,976.00	43,867,200
三井化学	24,500	3,555.00	87,097,500
J S R	27,800	3,380.00	93,964,000
東京応化工業	5,200	8,070.00	41,964,000
大阪有機化学工業	2,200	2,342.00	5,152,400
三菱ケミカルグループ	200,900	820.70	164,878,630
KHネオケム	5,000	2,291.00	11,455,000
ダイセル	43,800	1,191.00	52,165,800
住友ベークライト	4,400	5,510.00	24,244,000
積水化学工業	60,900	1,973.00	120,155,700
日本ゼオン	17,900	1,502.00	26,885,800
アイカ工業	7,500	3,020.00	22,650,000
U B E	15,300	2,233.00	34,164,900
積水樹脂	4,300	2,094.00	9,004,200
タキロンシーアイ	6,500	529.00	3,438,500
旭有機材	2,000	3,655.00	7,310,000
ニチバン	1,800	1,873.00	3,371,400
リケンテクノス	6,400	614.00	3,929,600
大倉工業	1,400	2,114.00	2,959,600
積水化成品工業	4,200	426.00	1,789,200
群栄化学工業	700	2,555.00	1,788,500
タイガースポリマー	1,100	552.00	607,200
ミライアル	700	1,698.00	1,188,600
ダイキアクシス	900	713.00	641,700
ダイキョーニシカワ	6,600	745.00	4,917,000
竹本容器	800	808.00	646,400
森六ホールディングス	1,500	2,007.00	3,010,500
恵和	1,900	1,129.00	2,145,100
日本化薬	22,700	1,225.00	27,807,500
カーリットホールディングス	2,700	725.00	1,957,500

日本精化	1,700	2,538.00	4,314,600
扶桑化学工業	2,800	4,035.00	11,298,000
トリケミカル研究所	4,000	2,405.00	9,620,000
ADEKA	10,400	2,525.00	26,260,000
日油	9,200	6,080.00	55,936,000
新日本理化	3,200	220.00	704,000
ハリマ化成グループ	1,600	854.00	1,366,400
花王	72,500	5,154.00	373,665,000
第一工業製薬	1,100	1,881.00	2,069,100
石原ケミカル	1,400	1,666.00	2,332,400
日華化学	900	851.00	765,900
ニイタカ	400	2,157.00	862,800
三洋化成工業	1,800	4,190.00	7,542,000
有機合成薬品工業	1,700	297.00	504,900
大日本塗料	3,600	896.00	3,225,600
日本ペイントホールディングス	131,800	1,123.00	148,011,400
関西ペイント	27,300	2,145.00	58,558,500
神東塗料	1,900	130.00	247,000
中国塗料	4,900	1,103.00	5,404,700
日本特殊塗料	1,500	1,021.00	1,531,500
藤倉化成	4,000	425.00	1,700,000
太陽ホールディングス	4,500	2,619.00	11,785,500
D I C	11,600	2,570.00	29,812,000
サカタインクス	6,600	1,170.00	7,722,000
東洋インキS Cホールディングス	5,800	2,181.00	12,649,800
T&K TOKA	2,600	1,198.00	3,114,800
富士フイルムホールディングス	57,200	8,365.00	478,478,000
資生堂	62,300	6,444.00	401,461,200
ライオン	35,800	1,388.00	49,690,400
高砂香料工業	2,000	2,639.00	5,278,000
マンダム	6,400	1,556.00	9,958,400
ミルボン	4,400	5,010.00	22,044,000
ファンケル	13,000	2,310.00	30,030,000
コーセー	6,100	14,020.00	85,522,000
コタ	2,700	1,577.00	4,257,900
シーボン	300	1,588.00	476,400

ポーラ・オルビスホールディングス	15,300	1,983.00	30,339,900	
ノエビアホールディングス	2,700	5,400.00	14,580,000	
アジュバンホールディングス	600	915.00	549,000	
新日本製薬	1,700	1,383.00	2,351,100	
アクシージア	1,500	1,189.00	1,783,500	
エステー	2,300	1,553.00	3,571,900	
アグロ カネショウ	1,200	1,647.00	1,976,400	
コニシ	5,000	2,171.00	10,855,000	
長谷川香料	5,700	3,230.00	18,411,000	
星光PMC	1,200	564.00	676,800	
小林製薬	8,700	7,900.00	68,730,000	
荒川化学工業	2,500	1,015.00	2,537,500	
メック	2,500	3,145.00	7,862,500	
日本高純度化学	700	2,524.00	1,766,800	
タカラバイオ	8,000	1,664.00	13,312,000	
JCU	3,300	3,555.00	11,731,500	
新田ゼラチン	1,400	742.00	1,038,800	
OATアグリオ	900	1,767.00	1,590,300	
デクセリアルズ	8,600	3,040.00	26,144,000	
アース製薬	2,700	5,030.00	13,581,000	
北興化学工業	3,000	939.00	2,817,000	
大成ラミック	900	2,997.00	2,697,300	
クミアイ化学工業	11,800	934.00	11,021,200	
日本農薬	5,500	644.00	3,542,000	
アキレス	1,900	1,418.00	2,694,200	
有沢製作所	4,800	1,107.00	5,313,600	
日東電工	21,600	9,980.00	215,568,000	
レック	4,200	847.00	3,557,400	
三光合成	3,800	550.00	2,090,000	
きもと	3,400	183.00	622,200	
藤森工業	2,400	3,315.00	7,956,000	
前澤化成工業	1,900	1,580.00	3,002,000	
未来工業	1,100	2,355.00	2,590,500	
ウェーブロックホールディングス	700	574.00	401,800	
JSP	2,100	1,688.00	3,544,800	
エフピコ	5,600	2,935.00	16,436,000	

天馬	2,500	2,397.00	5,992,500
信越ポリマー	5,500	1,390.00	7,645,000
東リ	5,200	309.00	1,606,800
ニフコ	10,800	3,875.00	41,850,000
バルカー	2,500	3,440.00	8,600,000
ユニ・チャーム	62,100	5,201.00	322,982,100
ショーエイコーポレーション	700	565.00	395,500
協和キリン	36,000	2,711.00	97,596,000
武田薬品工業	263,800	4,556.00	1,201,872,800
アステラス製薬	281,600	2,341.00	659,225,600
住友ファーマ	22,100	705.00	15,580,500
塩野義製薬	37,600	6,195.00	232,932,000
わかもと製薬	2,200	233.00	512,600
日本新薬	7,000	6,540.00	45,780,000
中外製薬	93,300	3,760.00	350,808,000
科研製薬	5,100	3,630.00	18,513,000
エーザイ	36,300	8,875.00	322,162,500
ロート製薬	28,900	3,030.00	87,567,000
小野薬品工業	57,500	2,635.00	151,512,500
久光製薬	6,600	3,795.00	25,047,000
持田製薬	3,400	3,520.00	11,968,000
参天製薬	54,300	1,282.00	69,612,600
扶桑薬品工業	900	2,028.00	1,825,200
日本ケミファ	200	1,847.00	369,400
ツムラ	9,400	2,863.00	26,912,200
キッセイ薬品工業	4,600	2,921.00	13,436,600
生化学工業	5,700	784.00	4,468,800
栄研化学	4,800	1,580.00	7,584,000
鳥居薬品	1,600	3,405.00	5,448,000
JCRファーマ	10,100	1,423.00	14,372,300
東和薬品	4,600	1,862.00	8,565,200
富士製薬工業	2,200	1,210.00	2,662,000
ゼリア新薬工業	4,100	2,515.00	10,311,500
そーせいグループ	10,200	3,120.00	31,824,000
第一三共	259,700	4,581.00	1,189,685,700
杏林製薬	6,500	1,795.00	11,667,500

大幸薬品	5,400	371.00	2,003,400
ダイト	2,100	2,480.00	5,208,000
大塚ホールディングス	68,200	5,235.00	357,027,000
大正製薬ホールディングス	6,600	5,470.00	36,102,000
ペプチドリーム	14,500	1,905.00	27,622,500
あすか製薬ホールディングス	3,100	1,273.00	3,946,300
サワイグループホールディングス	6,800	3,620.00	24,616,000
日本コークス工業	26,800	104.00	2,787,200
ニチレキ	3,500	1,730.00	6,055,000
ユシロ化学工業	1,500	1,007.00	1,510,500
ビーピー・カストロール	900	897.00	807,300
富士石油	6,100	271.00	1,653,100
MORESCO	800	1,139.00	911,200
出光興産	33,100	2,842.00	94,070,200
ENEOSホールディングス	505,700	479.10	242,280,870
コスモエネルギーホールディングス	11,800	4,265.00	50,327,000
横浜ゴム	17,000	3,050.00	51,850,000
TOYO TIRE	17,100	1,737.00	29,702,700
ブリヂストン	95,200	5,674.00	540,164,800
住友ゴム工業	29,200	1,289.00	37,638,800
藤倉コンポジット	1,600	948.00	1,516,800
オカモト	1,700	4,050.00	6,885,000
フコク	1,600	1,165.00	1,864,000
ニッタ	3,000	3,040.00	9,120,000
住友理工	5,800	778.00	4,512,400
三ツ星ベルト	4,300	4,030.00	17,329,000
バンドー化学	4,700	1,316.00	6,185,200
日東紡績	3,400	1,922.00	6,534,800
AGC	30,300	5,110.00	154,833,000
日本板硝子	15,200	607.00	9,226,400
石塚硝子	400	1,525.00	610,000
日本山村硝子	900	925.00	832,500
日本電気硝子	12,200	2,673.00	32,610,600
オハラ	1,400	1,210.00	1,694,000
住友大阪セメント	4,200	3,420.00	14,364,000
太平洋セメント	19,000	2,419.00	45,961,000

日本ヒューム	2,600	742.00	1,929,200
日本コンクリート工業	5,800	283.00	1,641,400
三谷セキサン	1,200	4,810.00	5,772,000
アジアパイルホールディングス	4,700	621.00	2,918,700
東海カーボン	25,000	1,227.00	30,675,000
日本カーボン	1,700	4,410.00	7,497,000
東洋炭素	1,900	5,010.00	9,519,000
ノリタケカンパニーリミテド	1,500	5,030.00	7,545,000
TOTO	19,700	4,280.00	84,316,000
日本碍子	34,700	1,750.00	60,725,000
日本特殊陶業	22,700	2,627.00	59,632,900
ダントーホールディングス	1,600	645.00	1,032,000
MARUWA	1,100	19,250.00	21,175,000
品川リフラクトリーズ	800	4,900.00	3,920,000
黒崎播磨	600	6,760.00	4,056,000
ヨータイ	2,000	1,476.00	2,952,000
東京窯業	2,100	328.00	688,800
ニッカトー	1,000	610.00	610,000
フジミインコーポレーテッド	2,400	8,840.00	21,216,000
クニミネ工業	700	931.00	651,700
エーアンドエーマテリアル	400	1,067.00	426,800
ニチアス	7,500	2,740.00	20,550,000
ニチハ	3,700	2,967.00	10,977,900
日本製鉄	137,300	2,837.50	389,588,750
神戸製鋼所	61,700	1,083.00	66,821,100
中山製鋼所	6,300	787.00	4,958,100
合同製鉄	1,500	3,085.00	4,627,500
JFEホールディングス	82,000	1,772.00	145,304,000
東京製鉄	8,600	1,351.00	11,618,600
共英製鋼	3,500	1,831.00	6,408,500
大和工業	5,100	5,550.00	28,305,000
東京鐵鋼	1,500	2,552.00	3,828,000
大阪製鉄	1,400	1,319.00	1,846,600
淀川製鋼所	3,500	2,952.00	10,332,000
中部鋼板	2,500	1,873.00	4,682,500
丸一鋼管	9,300	3,140.00	29,202,000

モリ工業	500	3,195.00	1,597,500
大同特殊鋼	3,900	5,340.00	20,826,000
日本高周波鋼業	800	329.00	263,200
日本冶金工業	2,200	3,975.00	8,745,000
山陽特殊製鋼	3,000	2,596.00	7,788,000
愛知製鋼	1,800	2,573.00	4,631,400
日本金属	500	906.00	453,000
大平洋金属	2,200	1,630.00	3,586,000
新日本電工	19,600	282.00	5,527,200
栗本鐵工所	1,500	2,012.00	3,018,000
虹技	300	1,152.00	345,600
日本鑄鉄管	200	1,059.00	211,800
三菱製鋼	1,900	1,240.00	2,356,000
日亜鋼業	2,400	292.00	700,800
日本精線	400	4,530.00	1,812,000
エンビプロ・ホールディングス	1,600	576.00	921,600
シンニッタン	2,600	248.00	644,800
新家工業	500	2,159.00	1,079,500
大紀アルミニウム工業所	4,400	1,319.00	5,803,600
日本軽金属ホールディングス	8,300	1,369.00	11,362,700
三井金属鉱業	8,900	3,155.00	28,079,500
東邦亜鉛	1,800	1,711.00	3,079,800
三菱マテリアル	20,500	2,380.00	48,790,000
住友金属鉱山	35,600	4,278.00	152,296,800
DOWAホールディングス	6,900	4,310.00	29,739,000
古河機械金属	4,500	1,399.00	6,295,500
エス・サイエンス	14,300	24.00	343,200
大阪チタニウムテクノロジーズ	4,500	3,030.00	13,635,000
東邦チタニウム	5,500	1,830.00	10,065,000
UACJ	4,300	2,582.00	11,102,600
CKサンエツ	700	4,200.00	2,940,000
古河電気工業	10,200	2,425.00	24,735,000
住友電気工業	105,900	1,713.00	181,406,700
フジクラ	32,900	1,058.00	34,808,200
SWCC	3,400	1,913.00	6,504,200
タツタ電線	5,400	716.00	3,866,400

カナレ電気	400	1,354.00	541,600
平河ヒューテック	1,800	1,375.00	2,475,000
リョービ	3,300	1,567.00	5,171,100
アーレスティ	2,600	634.00	1,648,400
アサヒホールディングス	12,400	1,966.00	24,378,400
稲葉製作所	1,600	1,475.00	2,360,000
宮地エンジニアリンググループ	800	4,055.00	3,244,000
トーカロ	8,400	1,364.00	11,457,600
アルファC o	900	1,088.00	979,200
SUMCO	58,400	2,035.00	118,844,000
川田テクノロジーズ	700	4,840.00	3,388,000
RS Technologies	2,000	3,100.00	6,200,000
ジェイテックコーポレーション	300	2,796.00	838,800
信和	1,300	736.00	956,800
東洋製罐グループホールディングス	20,300	2,121.00	43,056,300
ホッカンホールディングス	1,600	1,375.00	2,200,000
コロナ	1,700	888.00	1,509,600
横河ブリッジホールディングス	3,800	2,307.00	8,766,600
駒井ハルテック	400	1,765.00	706,000
高田機工	200	2,734.00	546,800
三和ホールディングス	28,200	1,605.00	45,261,000
文化シャッター	8,800	1,159.00	10,199,200
三協立山	3,500	675.00	2,362,500
アルインコ	2,300	994.00	2,286,200
東洋シャッター	500	546.00	273,000
LIXIL	44,700	1,928.00	86,181,600
日本ファイルコン	1,600	462.00	739,200
ノーリツ	4,500	1,776.00	7,992,000
長府製作所	3,100	2,378.00	7,371,800
リンナイ	16,700	3,130.00	52,271,000
ダイニチ工業	1,200	700.00	840,000
日東精工	4,400	611.00	2,688,400
三洋工業	300	1,914.00	574,200
岡部	4,900	782.00	3,831,800
ジーテクト	3,400	1,401.00	4,763,400
東プレ	5,400	1,475.00	7,965,000



高周波熱錬	4,700	886.00	4,164,200
東京製綱	1,800	1,076.00	1,936,800
サンコール	2,100	508.00	1,066,800
モリテック スチール	1,800	265.00	477,000
パイオラックス	4,200	1,979.00	8,311,800
エイチワン	3,200	657.00	2,102,400
日本発條	27,100	997.00	27,018,700
中央発條	2,300	710.00	1,633,000
アドバネクス	300	1,020.00	306,000
立川ブラインド工業	1,400	1,268.00	1,775,200
三益半導体工業	2,400	2,934.00	7,041,600
日本ドライケミカル	600	1,743.00	1,045,800
日本製鋼所	8,300	2,824.00	23,439,200
三浦工業	12,500	3,800.00	47,500,000
タクマ	9,200	1,452.00	13,358,400
ツガミ	6,700	1,355.00	9,078,500
オークマ	3,000	6,590.00	19,770,000
芝浦機械	3,000	4,525.00	13,575,000
アマダ	47,900	1,368.00	65,527,200
アイダエンジニアリング	6,200	918.00	5,691,600
TAKISAWA	600	1,209.00	725,400
FUJI	13,000	2,357.00	30,641,000
牧野フライス製作所	3,300	5,070.00	16,731,000
オーエスジー	14,300	2,025.00	28,957,500
ダイジェット工業	200	858.00	171,600
旭ダイヤモンド工業	8,400	899.00	7,551,600
DMG森精機	18,200	2,321.00	42,242,200
ソディック	8,300	732.00	6,075,600
ディスコ	14,400	19,590.00	282,096,000
日東工器	1,500	2,100.00	3,150,000
日進工具	2,500	1,145.00	2,862,500
パンチ工業	2,100	499.00	1,047,900
富士ダイス	1,100	703.00	773,300
豊和工業	1,300	780.00	1,014,000
石川製作所	600	1,319.00	791,400
東洋機械金属	1,600	656.00	1,049,600

津田駒工業	400	452.00	180,800
エンシュウ	500	700.00	350,000
島精機製作所	4,800	1,787.00	8,577,600
オプトラン	4,400	2,333.00	10,265,200
NCホールディングス	500	2,116.00	1,058,000
イワキポンプ	2,000	1,309.00	2,618,000
フリー	3,100	1,079.00	3,344,900
ヤマシンフィルタ	7,200	321.00	2,311,200
日阪製作所	2,900	880.00	2,552,000
やまびこ	4,900	1,476.00	7,232,400
野村マイクロ・サイエンス	1,000	5,960.00	5,960,000
平田機工	1,400	7,270.00	10,178,000
PEGASUS	3,300	573.00	1,890,900
マルマエ	1,300	1,712.00	2,225,600
タツモ	1,600	2,008.00	3,212,800
ナブテスコ	18,800	3,130.00	58,844,000
三井海洋開発	3,800	1,356.00	5,152,800
レオン自動機	3,200	1,501.00	4,803,200
SMC	9,700	74,180.00	719,546,000
ホソカワミクロン	2,100	2,884.00	6,056,400
ユニオンツール	1,300	3,200.00	4,160,000
オイレス工業	4,200	1,917.00	8,051,400
日精エー・エス・ビー機械	1,200	4,135.00	4,962,000
サトーホールディングス	4,300	1,936.00	8,324,800
技研製作所	2,800	2,048.00	5,734,400
日本エアテック	1,500	1,132.00	1,698,000
カワタ	700	940.00	658,000
日精樹脂工業	2,200	962.00	2,116,400
オカダアイヨン	700	1,933.00	1,353,100
ワイエイシイホールディングス	1,000	3,010.00	3,010,000
小松製作所	140,700	3,404.00	478,942,800
住友重機械工業	17,800	3,220.00	57,316,000
日立建機	12,000	3,505.00	42,060,000
日工	4,400	639.00	2,811,600
巴工業	1,300	2,470.00	3,211,000
井関農機	2,800	1,225.00	3,430,000

TOWA	3,100	2,450.00	7,595,000
丸山製作所	400	1,830.00	732,000
北川鉄工所	1,200	1,220.00	1,464,000
ローツェ	1,600	11,860.00	18,976,000
タカキタ	700	445.00	311,500
クボタ	158,900	2,022.00	321,295,800
荏原実業	1,400	3,010.00	4,214,000
三菱化工機	1,000	2,417.00	2,417,000
月島ホールディングス	4,100	1,193.00	4,891,300
帝国電機製作所	2,100	2,345.00	4,924,500
東京機械製作所	500	512.00	256,000
新東工業	6,100	1,079.00	6,581,900
澁谷工業	2,800	2,584.00	7,235,200
アイチ コーポレーション	4,200	846.00	3,553,200
小森コーポレーション	7,000	942.00	6,594,000
鶴見製作所	2,300	2,446.00	5,625,800
日本ギア工業	800	381.00	304,800
酒井重工業	400	4,495.00	1,798,000
荏原製作所	12,300	6,350.00	78,105,000
石井鐵工所	300	2,842.00	852,600
西島製作所	2,600	1,635.00	4,251,000
北越工業	3,000	1,332.00	3,996,000
ダイキン工業	35,800	27,035.00	967,853,000
オルガノ	4,100	3,870.00	15,867,000
トーヨーカネツ	1,100	3,410.00	3,751,000
栗田工業	16,800	5,920.00	99,456,000
椿本チエイン	4,300	3,435.00	14,770,500
大同工業	900	728.00	655,200
木村化工機	2,300	739.00	1,699,700
アネスト岩田	5,100	1,072.00	5,467,200
ダイフク	46,400	2,871.00	133,214,400
サムコ	800	5,610.00	4,488,000
加藤製作所	1,100	1,100.00	1,210,000
油研工業	400	2,019.00	807,600
タダノ	15,800	1,075.00	16,985,000
フジテック	10,500	3,680.00	38,640,000

CKD	8,300	2,137.00	17,737,100
平和	10,000	2,444.00	24,440,000
理想科学工業	2,700	2,288.00	6,177,600
SANKYO	5,900	5,670.00	33,453,000
日本金銭機械	3,300	1,164.00	3,841,200
マースグループホールディングス	1,800	3,075.00	5,535,000
フクシマガリレイ	2,200	5,300.00	11,660,000
オーイズミ	900	503.00	452,700
ダイコク電機	1,600	2,964.00	4,742,400
竹内製作所	5,400	3,865.00	20,871,000
アマノ	8,500	2,962.00	25,177,000
JUKI	4,600	584.00	2,686,400
サンデン	3,500	199.00	696,500
ジャノメ	3,000	614.00	1,842,000
マックス	3,700	2,335.00	8,639,500
グローリー	7,200	2,684.00	19,324,800
新晃工業	3,000	2,032.00	6,096,000
大和冷機工業	4,600	1,414.00	6,504,400
セガサミーホールディングス	24,100	2,735.00	65,913,500
日本ピストンリング	800	1,428.00	1,142,400
リケン	1,200	2,834.00	3,400,800
T P R	3,400	1,505.00	5,117,000
ツバキ・ナカシマ	7,400	903.00	6,682,200
ホンザキ	19,300	5,240.00	101,132,000
大豊工業	2,600	814.00	2,116,400
日本精工	55,200	866.00	47,803,200
NTN	59,200	290.00	17,168,000
ジェイテクト	26,700	1,217.00	32,493,900
不二越	2,200	3,970.00	8,734,000
日本トムソン	7,400	590.00	4,366,000
THK	17,300	3,070.00	53,111,000
ユーシン精機	2,400	706.00	1,694,400
前澤給装工業	2,100	1,137.00	2,387,700
イーグル工業	3,300	1,502.00	4,956,600
前澤工業	1,300	733.00	952,900
日本ピラー工業	2,800	4,045.00	11,326,000

キッツ	11,100	1,042.00	11,566,200
マキタ	37,400	3,880.00	145,112,000
三井E&S	14,000	506.00	7,084,000
日立造船	24,600	842.00	20,713,200
三菱重工業	52,500	5,785.00	303,712,500
I H I	18,900	3,335.00	63,031,500
サノヤスホールディングス	3,100	132.00	409,200
スター精密	5,700	1,894.00	10,795,800
日清紡ホールディングス	24,400	1,074.00	26,205,600
イビデン	17,200	7,140.00	122,808,000
コニカミノルタ	67,100	486.00	32,610,600
ブラザー工業	40,100	2,111.00	84,651,100
ミネベアミツミ	52,200	2,650.00	138,330,000
日立製作所	146,000	8,057.00	1,176,322,000
東芝	57,800	4,486.00	259,290,800
三菱電機	310,300	1,785.00	553,885,500
富士電機	18,300	6,140.00	112,362,000
東洋電機製造	800	1,013.00	810,400
安川電機	35,600	5,970.00	212,532,000
シンフォニアテクノロジー	3,300	1,638.00	5,405,400
明電舎	4,600	1,899.00	8,735,400
オリジン	500	1,234.00	617,000
山洋電気	1,300	7,420.00	9,646,000
デンヨー	2,300	1,929.00	4,436,700
PHCホールディングス	4,200	1,459.00	6,127,800
ソシオネクスト	4,100	14,530.00	59,573,000
東芝テック	4,500	4,085.00	18,382,500
芝浦メカトロニクス	600	16,490.00	9,894,000
マブチモーター	7,500	3,955.00	29,662,500
ニデック	73,100	7,216.00	527,489,600
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	2,200	494.00	1,086,800
トレックス・セミコンダクター	1,400	2,140.00	2,996,000
東光高岳	1,800	2,097.00	3,774,600
ダブル・スコープ	9,800	1,049.00	10,280,200
ダイヘン	2,700	5,000.00	13,500,000
ヤーマン	5,200	1,157.00	6,016,400

JVCケンウッド	27,300	487.00	13,295,100
ミマキエンジニアリング	2,800	745.00	2,086,000
I-PEX	1,700	1,270.00	2,159,000
大崎電気工業	7,100	559.00	3,968,900
オムロン	27,500	8,516.00	234,190,000
日東工業	4,000	3,165.00	12,660,000
IDEC	4,400	3,245.00	14,278,000
正興電機製作所	900	1,007.00	906,300
不二電機工業	500	1,116.00	558,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	9,900	2,519.00	24,938,100
サクサホールディングス	500	1,894.00	947,000
メルコホールディングス	800	3,255.00	2,604,000
テクノメディカ	700	1,827.00	1,278,900
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	1,000	886.00	886,000
日本電気	42,500	6,400.00	272,000,000
富士通	29,900	18,105.00	541,339,500
沖電気工業	13,600	812.00	11,043,200
岩崎通信機	1,000	840.00	840,000
電気興業	1,200	2,181.00	2,617,200
サンケン電気	2,800	10,810.00	30,268,000
ナカヨ	400	1,092.00	436,800
アイホン	1,800	2,253.00	4,055,400
ルネサスエレクトロニクス	195,900	2,150.50	421,282,950
セイコーエプソン	38,500	2,138.00	82,313,000
ワコム	22,800	729.00	16,621,200
アルバック	7,100	5,570.00	39,547,000
アクセル	900	1,316.00	1,184,400
EIZO	2,200	4,730.00	10,406,000
ジャパンディスプレイ	115,100	40.00	4,604,000
日本信号	6,800	1,064.00	7,235,200
京三製作所	6,300	438.00	2,759,400
能美防災	4,100	1,870.00	7,667,000
ホーチキ	2,200	1,632.00	3,590,400
星和電機	900	482.00	433,800
エレコム	7,200	1,397.00	10,058,400
パナソニック ホールディングス	354,600	1,445.00	512,397,000

シャープ	36,200	835.00	30,227,000
アンリツ	21,100	1,201.00	25,341,100
富士通ゼネラル	8,500	3,220.00	27,370,000
ソニーグループ	210,300	13,270.00	2,790,681,000
TDK	47,500	5,220.00	247,950,000
帝国通信工業	1,400	1,552.00	2,172,800
タムラ製作所	12,900	711.00	9,171,900
アルプスアルパイン	26,800	1,248.00	33,446,400
池上通信機	700	608.00	425,600
日本電波工業	3,600	1,295.00	4,662,000
鈴木	1,600	897.00	1,435,200
メイコー	3,300	2,615.00	8,629,500
日本トリム	700	2,915.00	2,040,500
ローランド ディー. ジー.	1,600	3,410.00	5,456,000
フォスター電機	2,800	1,010.00	2,828,000
SMK	700	2,408.00	1,685,600
ヨコオ	2,400	1,744.00	4,185,600
ティアック	3,600	120.00	432,000
ホシデン	7,000	1,730.00	12,110,000
ヒロセ電機	5,000	19,390.00	96,950,000
日本航空電子工業	6,200	2,615.00	16,213,000
TOA	3,400	854.00	2,903,600
マクセル	6,100	1,461.00	8,912,100
古野電気	3,900	987.00	3,849,300
スミダコーポレーション	2,700	1,297.00	3,501,900
アイコム	1,200	2,930.00	3,516,000
リオン	1,200	1,855.00	2,226,000
横河電機	32,800	2,621.00	85,968,800
新電元工業	1,100	3,365.00	3,701,500
アズビル	20,800	4,405.00	91,624,000
東亜ディーケーケー	1,100	840.00	924,000
日本光電工業	13,700	3,815.00	52,265,500
チノー	1,200	2,194.00	2,632,800
共和電業	2,200	360.00	792,000
日本電子材料	2,000	1,659.00	3,318,000
堀場製作所	6,600	7,930.00	52,338,000

アドバンテスト	23,400	16,340.00	382,356,000
小野測器	900	441.00	396,900
エスペック	2,400	2,042.00	4,900,800
キーエンス	29,700	69,050.00	2,050,785,000
日置電機	1,600	9,340.00	14,944,000
シスメックス	25,600	9,231.00	236,313,600
日本マイクロニクス	4,900	1,658.00	8,124,200
メガチップス	2,400	3,395.00	8,148,000
OBARA GROUP	1,600	4,240.00	6,784,000
澤藤電機	300	1,132.00	339,600
原田工業	1,000	808.00	808,000
コーセル	3,600	1,137.00	4,093,200
イリソ電子工業	2,700	4,285.00	11,569,500
オブテックスグループ	5,500	1,957.00	10,763,500
千代田インテグレ	1,000	2,358.00	2,358,000
レーザーテック	13,600	22,625.00	307,700,000
スタンレー電気	21,200	2,917.00	61,840,400
ウシオ電機	15,100	1,862.00	28,116,200
岡谷電機産業	1,800	278.00	500,400
ヘリオス テクノ ホールディング	2,100	614.00	1,289,400
エノモト	600	1,702.00	1,021,200
日本セラミック	3,000	2,647.00	7,941,000
遠藤照明	1,000	1,229.00	1,229,000
古河電池	2,200	1,093.00	2,404,600
双信電機	900	368.00	331,200
山一電機	2,600	2,023.00	5,259,800
図研	2,600	3,560.00	9,256,000
日本電子	7,400	4,465.00	33,041,000
カシオ計算機	22,100	1,178.00	26,033,800
ファナック	145,900	4,766.00	695,359,400
日本シイエムケイ	6,300	462.00	2,910,600
エンプラス	900	4,830.00	4,347,000
大真空	3,600	699.00	2,516,400
ローム	13,700	11,850.00	162,345,000
浜松ホトニクス	23,900	7,250.00	173,275,000
三井ハイテック	3,100	9,220.00	28,582,000



新光電気工業	10,500	5,070.00	53,235,000
京セラ	46,200	7,588.00	350,565,600
太陽誘電	14,500	4,140.00	60,030,000
村田製作所	90,200	8,107.00	731,251,400
双葉電子工業	5,700	504.00	2,872,800
北陸電気工業	900	1,194.00	1,074,600
ニチコン	6,100	1,384.00	8,442,400
日本ケミコン	2,900	1,411.00	4,091,900
KOA	4,500	1,705.00	7,672,500
市光工業	4,300	517.00	2,223,100
小糸製作所	35,700	2,662.00	95,033,400
ミツバ	5,600	708.00	3,964,800
S C R E E Nホールディングス	5,100	13,640.00	69,564,000
キヤノン電子	3,300	1,918.00	6,329,400
キヤノン	163,100	3,496.00	570,197,600
リコー	74,500	1,174.00	87,463,000
象印マホービン	8,900	1,752.00	15,592,800
MUTOHホールディングス	300	1,770.00	531,000
東京エレクトロン	62,900	18,800.00	1,182,520,000
イノテック	2,000	1,530.00	3,060,000
トヨタ紡織	12,500	2,311.00	28,887,500
芦森工業	400	1,722.00	688,800
ユニプレス	5,300	1,006.00	5,331,800
豊田自動織機	21,700	8,380.00	181,846,000
モリタホールディングス	5,200	1,504.00	7,820,800
三櫻工業	4,500	747.00	3,361,500
デンソー	61,300	8,671.00	531,532,300
東海理化電機製作所	8,400	1,885.00	15,834,000
川崎重工業	22,400	2,944.00	65,945,600
名村造船所	5,900	560.00	3,304,000
日本車輛製造	1,100	2,053.00	2,258,300
三菱ロジスネクスト	4,700	1,165.00	5,475,500
近畿車輛	300	1,477.00	443,100
日産自動車	422,300	520.00	219,596,000
いすゞ自動車	86,400	1,686.00	145,670,400
トヨタ自動車	1,632,300	1,938.50	3,164,213,550

日野自動車	38,300	556.00	21,294,800
三菱自動車工業	116,000	468.00	54,288,000
エフテック	1,600	740.00	1,184,000
レシップホールディングス	900	497.00	447,300
GMB	500	1,625.00	812,500
ファルテック	400	649.00	259,600
武蔵精密工業	7,300	1,785.00	13,030,500
日産車体	5,200	889.00	4,622,800
新明和工業	9,300	1,267.00	11,783,100
極東開発工業	4,900	1,657.00	8,119,300
トピー工業	2,400	2,000.00	4,800,000
ティラド	700	1,875.00	1,312,500
曙ブレーキ工業	18,100	139.00	2,515,900
タチエス	4,700	1,425.00	6,697,500
NOK	11,500	1,870.00	21,505,000
フタバ産業	8,000	480.00	3,840,000
KYB	2,900	4,665.00	13,528,500
大同メタル工業	5,800	485.00	2,813,000
プレス工業	13,300	570.00	7,581,000
ミクニ	2,600	402.00	1,045,200
太平洋工業	6,800	1,225.00	8,330,000
河西工業	3,100	161.00	499,100
アイシン	22,900	4,000.00	91,600,000
マツダ	98,300	1,207.00	118,648,100
今仙電機製作所	1,500	629.00	943,500
本田技研工業	241,600	3,995.00	965,192,000
スズキ	54,600	4,555.00	248,703,000
SUBARU	94,100	2,358.50	221,934,850
安永	1,000	923.00	923,000
ヤマハ発動機	46,700	3,555.00	166,018,500
TBK	2,300	318.00	731,400
エクセディ	4,900	2,167.00	10,618,300
豊田合成	8,700	2,325.00	20,227,500
愛三工業	4,900	1,010.00	4,949,000
盟和産業	300	972.00	291,600
日本プラスト	1,800	459.00	826,200

ヨロズ	2,800	830.00	2,324,000
エフ・シー・シー	5,300	1,721.00	9,121,300
シマノ	12,200	21,815.00	266,143,000
テイ・エス テック	13,600	1,844.00	25,078,400
ジャムコ	1,300	1,444.00	1,877,200
テルモ	91,400	4,158.00	380,041,200
クリエートメディック	800	912.00	729,600
日機装	6,900	900.00	6,210,000
日本エム・ディ・エム	1,800	965.00	1,737,000
島津製作所	36,200	4,380.00	158,556,000
JMS	2,700	527.00	1,422,900
クボテック	600	206.00	123,600
長野計器	2,200	1,750.00	3,850,000
ブイ・テクノロジー	1,500	2,632.00	3,948,000
東京計器	2,300	1,275.00	2,932,500
愛知時計電機	1,200	1,591.00	1,909,200
インターアクション	1,400	1,459.00	2,042,600
オーバル	2,000	386.00	772,000
東京精密	6,500	5,940.00	38,610,000
マニー	11,900	1,705.00	20,289,500
ニコン	43,000	1,564.00	67,252,000
トプコン	15,600	2,022.00	31,543,200
オリンパス	183,000	2,150.50	393,541,500
理研計器	1,800	4,835.00	8,703,000
タムロン	2,200	3,600.00	7,920,000
HOYA	63,500	16,400.00	1,041,400,000
シード	1,200	587.00	704,400
ノーリツ鋼機	2,800	2,219.00	6,213,200
A&Dホロンホールディングス	4,300	1,506.00	6,475,800
朝日インテック	33,200	2,728.00	90,569,600
シチズン時計	32,700	803.00	26,258,100
リズム	700	1,701.00	1,190,700
大研医器	1,700	503.00	855,100
メニコン	10,200	2,521.00	25,714,200
シンシア	200	560.00	112,000
松風	1,300	2,165.00	2,814,500

セイコーグループ	4,600	2,527.00	11,624,200
ニプロ	24,800	1,012.00	25,097,600
KYORITSU	3,400	144.00	489,600
中本パックス	700	1,642.00	1,149,400
スノーピーク	5,100	1,860.00	9,486,000
パラマウントベッドホールディングス	6,900	2,425.00	16,732,500
トランザクション	2,000	1,660.00	3,320,000
粧美堂	600	378.00	226,800
ニホンフラッシュ	2,800	1,057.00	2,959,600
前田工織	2,500	2,983.00	7,457,500
永大産業	2,500	217.00	542,500
アートネイチャー	3,100	761.00	2,359,100
バンダイナムコホールディングス	81,400	3,283.00	267,236,200
アイフィスジャパン	600	623.00	373,800
SHOEI	6,700	2,645.00	17,721,500
フランスベッドホールディングス	3,700	1,107.00	4,095,900
パイロットコーポレーション	4,600	4,690.00	21,574,000
萩原工業	2,000	1,277.00	2,554,000
フジシールインターナショナル	6,000	1,548.00	9,288,000
タカラトミー	13,700	1,691.00	23,166,700
広済堂ホールディングス	1,600	2,323.00	3,716,800
エステールホールディングス	500	612.00	306,000
タカノ	900	731.00	657,900
プロネクサス	2,500	982.00	2,455,000
ホクシン	1,800	133.00	239,400
ウッドワン	800	1,216.00	972,800
大建工業	1,800	2,283.00	4,109,400
凸版印刷	38,900	2,904.00	112,965,600
大日本印刷	32,500	3,970.00	129,025,000
共同印刷	800	2,765.00	2,212,000
NISSHA	5,700	1,640.00	9,348,000
光村印刷	200	1,175.00	235,000
TAKARA & COMPANY	1,900	2,334.00	4,434,600
アシックス	27,400	3,745.00	102,613,000
ツツミ	500	2,137.00	1,068,500
ローランド	2,200	4,035.00	8,877,000

小松ウオール工業	1,100	2,416.00	2,657,600
ヤマハ	18,700	5,550.00	103,785,000
河合楽器製作所	800	3,165.00	2,532,000
クリナップ	3,300	675.00	2,227,500
ピジョン	18,900	2,061.00	38,952,900
キングジム	2,600	911.00	2,368,600
リンテック	6,000	2,277.00	13,662,000
イトーキ	6,100	830.00	5,063,000
任天堂	187,700	5,876.00	1,102,925,200
三菱鉛筆	4,200	1,758.00	7,383,600
タカラスタンダード	5,500	1,740.00	9,570,000
コクヨ	14,300	1,995.00	28,528,500
ナカバヤシ	3,200	486.00	1,555,200
グローブライド	2,400	2,214.00	5,313,600
オカムラ	8,900	1,755.00	15,619,500
美津濃	3,000	3,615.00	10,845,000
東京電力ホールディングス	268,000	486.00	130,248,000
中部電力	109,500	1,668.00	182,646,000
関西電力	114,800	1,619.00	185,861,200
中国電力	47,300	839.00	39,684,700
北陸電力	28,100	755.00	21,215,500
東北電力	72,700	839.00	60,995,300
四国電力	25,400	955.00	24,257,000
九州電力	68,500	877.00	60,074,500
北海道電力	28,700	582.00	16,703,400
沖縄電力	7,000	1,209.00	8,463,000
電源開発	22,400	2,117.00	47,420,800
エフオン	1,900	565.00	1,073,500
イーレックス	5,300	1,243.00	6,587,900
レノバ	7,900	1,661.00	13,121,900
東京瓦斯	62,800	3,035.00	190,598,000
大阪瓦斯	60,200	2,285.00	137,557,000
東邦瓦斯	11,700	2,554.00	29,881,800
北海道瓦斯	1,800	2,074.00	3,733,200
広島ガス	6,300	369.00	2,324,700
西部ガスホールディングス	2,800	2,047.00	5,731,600

静岡ガス	6,800	1,209.00	8,221,200
メタウォーター	3,700	1,799.00	6,656,300
SBSホールディングス	2,600	3,160.00	8,216,000
東武鉄道	32,700	3,585.00	117,229,500
相鉄ホールディングス	9,800	2,597.00	25,450,600
東急	83,400	1,857.00	154,873,800
京浜急行電鉄	33,700	1,319.00	44,450,300
小田急電鉄	45,100	2,035.00	91,778,500
京王電鉄	15,700	5,020.00	78,814,000
京成電鉄	19,200	5,160.00	99,072,000
富士急行	3,700	5,040.00	18,648,000
東日本旅客鉄道	50,400	7,703.00	388,231,200
西日本旅客鉄道	38,000	5,856.00	222,528,000
東海旅客鉄道	22,900	16,435.00	376,361,500
西武ホールディングス	36,000	1,473.00	53,028,000
鴻池運輸	5,100	1,602.00	8,170,200
西日本鉄道	7,900	2,390.00	18,881,000
ハマキョウレックス	2,300	3,550.00	8,165,000
サカイ引越センター	1,400	4,685.00	6,559,000
近鉄グループホールディングス	29,700	4,630.00	137,511,000
阪急阪神ホールディングス	39,600	4,395.00	174,042,000
南海電気鉄道	14,200	3,145.00	44,659,000
京阪ホールディングス	16,400	3,570.00	58,548,000
神戸電鉄	800	3,115.00	2,492,000
名古屋鉄道	32,800	2,324.00	76,227,200
山陽電気鉄道	2,200	2,283.00	5,022,600
アルプス物流	2,400	1,311.00	3,146,400
ヤマトホールディングス	38,000	2,544.00	96,672,000
山九	7,600	4,915.00	37,354,000
丸運	1,100	236.00	259,600
丸全昭和運輸	1,800	3,705.00	6,669,000
センコーグループホールディングス	15,700	945.00	14,836,500
トナミホールディングス	700	4,340.00	3,038,000
ニッコンホールディングス	9,500	2,719.00	25,830,500
日本石油輸送	200	2,770.00	554,000
福山通運	2,300	3,455.00	7,946,500

セイノーホールディングス	18,500	1,574.00	29,119,000
エスライン	600	795.00	477,000
神奈川中央交通	800	3,200.00	2,560,000
AZ-COM丸和ホールディングス	7,200	2,054.00	14,788,800
C&Fロジホールディングス	2,900	1,316.00	3,816,400
九州旅客鉄道	21,000	2,995.00	62,895,000
SGホールディングス	57,000	2,128.00	121,296,000
NIPPON EXPRESSホールディングス	11,100	8,330.00	92,463,000
日本郵船	79,400	2,965.00	235,421,000
商船三井	52,300	3,170.00	165,791,000
川崎汽船	22,300	3,170.00	70,691,000
NSユニテッド海運	1,600	3,375.00	5,400,000
明治海運	2,200	550.00	1,210,000
飯野海運	10,900	819.00	8,927,100
共栄タンカー	400	850.00	340,000
乾汽船	3,800	1,387.00	5,270,600
日本航空	72,900	2,625.00	191,362,500
ANAホールディングス	80,800	3,011.00	243,288,800
パスコ	400	1,599.00	639,600
トランコム	900	6,700.00	6,030,000
日新	2,300	2,582.00	5,938,600
三菱倉庫	6,400	3,475.00	22,240,000
三井倉庫ホールディングス	2,800	3,445.00	9,646,000
住友倉庫	8,000	2,251.00	18,008,000
澁澤倉庫	1,200	2,363.00	2,835,600
東陽倉庫	3,100	272.00	843,200
日本トランスシティ	6,000	623.00	3,738,000
ケイヒン	400	1,735.00	694,000
中央倉庫	1,400	1,051.00	1,471,400
川西倉庫	400	1,013.00	405,200
安田倉庫	2,000	967.00	1,934,000
ファイズホールディングス	400	1,259.00	503,600
東洋埠頭	700	1,314.00	919,800
上組	14,200	3,120.00	44,304,000
サンリツ	500	708.00	354,000

キムラユニティー	1,100	1,123.00	1,235,300
キューソー流通システム	1,400	986.00	1,380,400
東海運	1,300	280.00	364,000
エーアイテイー	1,900	1,671.00	3,174,900
内外トランスライン	1,100	2,486.00	2,734,600
日本コンセプト	900	1,679.00	1,511,100
NEC ネットエスアイ	10,000	1,902.00	19,020,000
クロスキャット	1,700	1,120.00	1,904,000
システナ	50,100	306.00	15,330,600
デジタルアーツ	1,900	5,770.00	10,963,000
日鉄ソリューションズ	5,100	4,030.00	20,553,000
キューブシステム	1,800	1,170.00	2,106,000
コア	1,300	1,724.00	2,241,200
手間いらず	500	4,170.00	2,085,000
ラクーンホールディングス	2,500	731.00	1,827,500
ソリトンシステムズ	1,500	1,191.00	1,786,500
ソフトクリエイトホールディングス	2,500	1,648.00	4,120,000
T I S	32,600	3,935.00	128,281,000
J N Sホールディングス	1,100	395.00	434,500
グリー	8,000	671.00	5,368,000
GMOペパボ	400	1,687.00	674,800
コーエーテクモホールディングス	18,700	2,355.00	44,038,500
三菱総合研究所	1,500	5,220.00	7,830,000
ボルテージ	700	292.00	204,400
電算	300	1,629.00	488,700
A G S	1,000	713.00	713,000
ファインデックス	2,400	579.00	1,389,600
ブレインパッド	2,200	779.00	1,713,800
K L a b	5,900	340.00	2,006,000
ポールトゥウィンホールディングス	5,100	965.00	4,921,500
ネクソン	77,200	2,964.00	228,820,800
アイスタイル	8,700	519.00	4,515,300
エムアップホールディングス	3,700	1,228.00	4,543,600
エイチーム	1,800	703.00	1,265,400
エニグモ	3,800	395.00	1,501,000
テクノスジャパン	1,900	541.00	1,027,900



e n i s h	1,700	481.00	817,700
コロプラ	11,600	669.00	7,760,400
オルトプラス	1,800	214.00	385,200
ブロードリーフ	17,400	416.00	7,238,400
クロス・マーケティンググループ	1,400	704.00	985,600
デジタルハーツホールディングス	1,900	1,334.00	2,534,600
システム情報	2,400	735.00	1,764,000
メディアドゥ	1,200	1,358.00	1,629,600
じげん	8,700	633.00	5,507,100
ブイキューブ	3,600	517.00	1,861,200
エンカレッジ・テクノロジー	500	502.00	251,000
サイバーリンクス	700	708.00	495,600
ディー・エル・イー	1,700	246.00	418,200
フィックスターズ	3,400	1,346.00	4,576,400
CARTA HOLDINGS	1,400	1,325.00	1,855,000
オブティム	2,500	1,022.00	2,555,000
セレス	1,200	1,078.00	1,293,600
SHIFT	2,000	24,300.00	48,600,000
ティーガイア	3,100	1,682.00	5,214,200
セック	300	3,065.00	919,500
テクマトリックス	5,400	1,803.00	9,736,200
プロシップ	1,300	1,410.00	1,833,000
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	8,700	2,775.00	24,142,500
GMOペイメントゲートウェイ	6,000	10,770.00	64,620,000
ザッパラス	600	351.00	210,600
システムリサーチ	900	2,323.00	2,090,700
インターネットイニシアティブ	16,600	2,710.00	44,986,000
さくらインターネット	3,300	638.00	2,105,400
ヴィンクス	700	1,425.00	997,500
GMOグローバルサイン・ホールディングス	900	3,490.00	3,141,000
SRAホールディングス	1,500	3,075.00	4,612,500
システムインテグレータ	700	423.00	296,100
朝日ネット	3,200	614.00	1,964,800
eBASE	4,200	724.00	3,040,800
アバントグループ	3,800	1,414.00	5,373,200
アドソル日進	1,300	1,753.00	2,278,900

ODKソリューションズ	500	585.00	292,500
フリービット	1,600	1,547.00	2,475,200
コムチュア	3,900	2,133.00	8,318,700
サイバーコム	400	1,547.00	618,800
アステリア	2,300	658.00	1,513,400
アイル	1,400	2,739.00	3,834,600
マークライズ	1,600	2,555.00	4,088,000
メディカル・データ・ビジョン	4,400	721.00	3,172,400
g u m i	4,400	711.00	3,128,400
ショーケース	500	297.00	148,500
モバイルファクトリー	500	863.00	431,500
テラスカイ	1,300	2,431.00	3,160,300
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	1,700	1,506.00	2,560,200
P C I ホールディングス	900	1,026.00	923,400
アイビーシー	400	623.00	249,200
ネオジャパン	1,000	919.00	919,000
P R T I M E S	700	1,415.00	990,500
ラクス	14,100	2,218.00	31,273,800
ランドコンピュータ	600	1,195.00	717,000
ダブルスタンダード	1,200	2,322.00	2,786,400
オープンドア	2,100	1,288.00	2,704,800
マイネット	800	327.00	261,600
アカツキ	1,400	2,185.00	3,059,000
ベネフィットジャパン	100	1,195.00	119,500
U b i c o mホールディングス	900	1,905.00	1,714,500
カナミックネットワーク	3,200	459.00	1,468,800
ノムラシステムコーポレーション	2,200	118.00	259,600
チェンジホールディングス	7,300	1,966.00	14,351,800
シンクロ・フード	1,500	653.00	979,500
オークネット	1,500	1,748.00	2,622,000
キャピタル・アセット・プランニング	400	697.00	278,800
セグエグループ	600	1,061.00	636,600
エイトレッド	300	1,436.00	430,800
マクロミル	5,800	904.00	5,243,200
ビーグリー	400	1,147.00	458,800
オロ	900	2,125.00	1,912,500

ユーザーローカル	1,100	2,290.00	2,519,000
テモナ	500	265.00	132,500
ニーズウェル	600	1,371.00	822,600
マネーフォワード	7,200	5,770.00	41,544,000
サインポスト	900	509.00	458,100
Sun Asterisk	2,100	1,210.00	2,541,000
電算システムホールディングス	1,400	3,205.00	4,487,000
Appier Group	11,300	1,354.00	15,300,200
ソルクシーズ	1,900	405.00	769,500
フェイス	600	504.00	302,400
プロトコーポレーション	3,700	1,110.00	4,107,000
ハイマックス	900	1,401.00	1,260,900
野村総合研究所	59,400	3,520.00	209,088,000
サイバネットシステム	2,500	850.00	2,125,000
CEホールディングス	1,200	555.00	666,000
日本システム技術	1,000	2,020.00	2,020,000
インテージホールディングス	3,400	1,611.00	5,477,400
東邦システムサイエンス	600	1,154.00	692,400
ソースネクスト	15,100	184.00	2,778,400
インフォコム	3,800	2,241.00	8,515,800
シンプレクス・ホールディングス	5,100	2,263.00	11,541,300
HEROZ	1,000	1,381.00	1,381,000
ラクスル	7,100	1,295.00	9,194,500
メルカリ	18,000	2,745.00	49,410,000
I P S	1,000	2,311.00	2,311,000
F I G	2,700	279.00	753,300
システムサポート	1,200	1,758.00	2,109,600
イーソル	1,900	963.00	1,829,700
アルテリア・ネットワークス	2,800	1,962.00	5,493,600
東海ソフト	300	1,032.00	309,600
ウイングアーク1st	3,100	2,266.00	7,024,600
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	800	1,511.00	1,208,800
サーバーワークス	600	1,981.00	1,188,600
東名	200	1,970.00	394,000
ヴィッツ	200	1,132.00	226,400

トビラシステムズ	600	988.00	592,800
S a n s a n	9,800	1,639.00	16,062,200
L i n k - U	500	1,047.00	523,500
ギフトイ	3,200	2,151.00	6,883,200
メドレー	4,000	4,730.00	18,920,000
ベース	1,000	5,540.00	5,540,000
J M D C	4,900	5,500.00	26,950,000
フォーカスシステムズ	2,200	1,034.00	2,274,800
クレスコ	2,300	1,967.00	4,524,100
フジ・メディア・ホールディングス	28,600	1,361.00	38,924,600
オービック	10,000	22,500.00	225,000,000
ジャストシステム	4,300	4,375.00	18,812,500
T D C ソフト	2,500	1,459.00	3,647,500
Zホールディングス	424,300	349.10	148,123,130
トレンドマイクロ	17,200	6,580.00	113,176,000
I Dホールディングス	2,000	1,127.00	2,254,000
日本オラクル	5,700	10,710.00	61,047,000
アルファシステムズ	900	3,570.00	3,213,000
フューチャー	7,400	1,741.00	12,883,400
C A C H o l d i n g s	1,800	1,704.00	3,067,200
S Bテクノロジー	1,300	2,425.00	3,152,500
トーセ	700	726.00	508,200
オービックビジネスコンサルタント	5,900	5,340.00	31,506,000
伊藤忠テクノソリューションズ	16,000	3,535.00	56,560,000
アイティフォー	3,900	979.00	3,818,100
東計電算	400	6,130.00	2,452,000
エクスネット	300	1,000.00	300,000
大塚商会	16,900	5,200.00	87,880,000
サイボウズ	4,100	2,452.00	10,053,200
電通国際情報サービス	3,600	5,020.00	18,072,000
A C C E S S	3,500	855.00	2,992,500
デジタルガレージ	5,300	4,040.00	21,412,000
E M システムズ	5,000	800.00	4,000,000
ウェザーニューズ	900	6,790.00	6,111,000
C I J	5,000	522.00	2,610,000
ビジネスエンジニアリング	500	3,495.00	1,747,500

日本エンタープライズ	2,400	137.00	328,800	
WOWOW	2,200	1,120.00	2,464,000	
スカラ	2,800	756.00	2,116,800	
インテリジェント ウェイブ	1,200	767.00	920,400	
IMAGICA GROUP	2,500	583.00	1,457,500	
ネットワンシステムズ	11,100	3,195.00	35,464,500	
システムソフト	10,300	74.00	762,200	
アルゴグラフィックス	2,700	4,035.00	10,894,500	
マーベラス	4,800	680.00	3,264,000	
エイベックス	5,100	1,505.00	7,675,500	
B I P R O G Y	11,000	3,355.00	36,905,000	
都築電気	1,600	1,821.00	2,913,600	
T B S ホールディングス	15,300	2,212.00	33,843,600	
日本テレビホールディングス	26,400	1,288.00	34,003,200	
朝日放送グループホールディングス	2,800	648.00	1,814,400	
テレビ朝日ホールディングス	7,200	1,536.00	11,059,200	
スカパー J S A T ホールディングス	26,400	542.00	14,308,800	
テレビ東京ホールディングス	2,100	2,775.00	5,827,500	
日本BS放送	800	908.00	726,400	
ビジョン	3,900	1,631.00	6,360,900	
スマートバリュー	600	399.00	239,400	
USEN-NEXT HOLDINGS	3,300	3,215.00	10,609,500	
ワイヤレスゲート	1,000	225.00	225,000	
日本通信	27,500	261.00	7,177,500	
クロップス	400	1,034.00	413,600	
日本電信電話	382,000	4,119.00	1,573,458,000	
K D D I	230,400	4,349.00	1,002,009,600	
ソフトバンク	478,900	1,493.00	714,997,700	
光通信	3,500	19,860.00	69,510,000	
エムティーアイ	2,000	604.00	1,208,000	
GMOインターネットグループ	11,000	2,667.00	29,337,000	
ファイバーゲート	1,600	1,379.00	2,206,400	
アイドママーケティングコミュニケーション	500	274.00	137,000	
KADOKAWA	15,800	3,105.00	49,059,000	
学研ホールディングス	5,000	884.00	4,420,000	
ゼンリン	5,100	906.00	4,620,600	

昭文社ホールディングス	1,000	297.00	297,000
インプレスホールディングス	2,000	208.00	416,000
アイネット	1,800	1,486.00	2,674,800
松竹	1,700	11,940.00	20,298,000
東宝	18,700	5,490.00	102,663,000
東映	800	17,800.00	14,240,000
エヌ・ティ・ティ・データ	93,500	1,989.00	185,971,500
ピー・シー・エー	1,700	1,278.00	2,172,600
ビジネスブレイン太田昭和	1,300	2,094.00	2,722,200
D T S	6,300	3,495.00	22,018,500
スクウェア・エニックス・ホールディングス	15,000	6,500.00	97,500,000
シーイーシー	4,200	1,451.00	6,094,200
カプコン	29,600	5,430.00	160,728,000
アイ・エス・ビー	1,500	1,530.00	2,295,000
ジャステック	1,800	1,287.00	2,316,600
S C S K	24,300	2,239.00	54,407,700
N S W	1,200	2,381.00	2,857,200
アイネス	2,100	1,454.00	3,053,400
T K C	4,800	3,645.00	17,496,000
富士ソフト	3,400	8,940.00	30,396,000
N S D	10,600	2,691.00	28,524,600
コナミグループ	12,800	7,350.00	94,080,000
福井コンピュータホールディングス	2,100	2,727.00	5,726,700
J B C Cホールディングス	2,200	2,253.00	4,956,600
ミロク情報サービス	2,700	1,510.00	4,077,000
ソフトバンクグループ	147,100	5,065.00	745,061,500
高千穂交易	900	2,577.00	2,319,300
オルパヘルスケアホールディングス	400	1,847.00	738,800
伊藤忠食品	700	5,210.00	3,647,000
エレマテック	2,800	1,754.00	4,911,200
あらた	2,400	4,625.00	11,100,000
トーメンデバイス	500	5,900.00	2,950,000
東京エレクトロン デバイス	1,200	9,310.00	11,172,000
円谷フィールズホールディングス	5,400	2,276.00	12,290,400
双日	33,400	2,848.00	95,123,200
アルフレッサ ホールディングス	31,600	2,160.00	68,256,000

横浜冷凍	8,600	1,087.00	9,348,200
神栄	300	1,132.00	339,600
ラサ商事	1,100	1,383.00	1,521,300
アルコニックス	4,100	1,344.00	5,510,400
神戸物産	24,300	4,040.00	98,172,000
ハイパー	500	451.00	225,500
あい ホールディングス	5,000	2,354.00	11,770,000
ディーブイエックス	700	975.00	682,500
ダイワボウホールディングス	12,900	2,640.00	34,056,000
マクニカホールディングス	7,400	4,795.00	35,483,000
ラクト・ジャパン	1,200	2,010.00	2,412,000
グリムス	1,300	2,524.00	3,281,200
バイタルケーエスケー・ホールディングス	4,600	956.00	4,397,600
八洲電機	2,500	1,282.00	3,205,000
メディアスホールディングス	2,000	813.00	1,626,000
レスターホールディングス	3,000	2,311.00	6,933,000
ジュテックホールディングス	600	1,159.00	695,400
大光	1,000	602.00	602,000
OCHIホールディングス	600	1,230.00	738,000
TOKAIホールディングス	15,500	877.00	13,593,500
黒谷	700	600.00	420,000
Cominix	500	784.00	392,000
三洋貿易	3,500	1,302.00	4,557,000
ビューティガレージ	500	3,755.00	1,877,500
ウイン・パートナーズ	2,300	1,003.00	2,306,900
ミタチ産業	600	1,443.00	865,800
シップヘルスケアホールディングス	11,300	2,429.00	27,447,700
明治電機工業	1,200	1,314.00	1,576,800
デリカフーズホールディングス	1,000	584.00	584,000
スターティアホールディングス	500	1,173.00	586,500
コメダホールディングス	7,700	2,694.00	20,743,800
ピーバンドットコム	300	473.00	141,900
アセンテック	1,100	634.00	697,400
富士興産	500	1,401.00	700,500
協栄産業	200	2,010.00	402,000
フルサト・マルカホールディングス	3,100	2,620.00	8,122,000

ヤマエグループホールディングス	1,800	2,378.00	4,280,400
小野建	3,100	1,538.00	4,767,800
南陽	500	2,147.00	1,073,500
佐島電機	1,500	1,705.00	2,557,500
エコートレーディング	500	765.00	382,500
伯東	1,800	4,850.00	8,730,000
コンドーテック	2,400	1,080.00	2,592,000
中山福	1,300	339.00	440,700
ナガイレーベン	4,000	2,149.00	8,596,000
三菱食品	2,900	3,760.00	10,904,000
松田産業	2,400	2,147.00	5,152,800
第一興商	12,200	2,429.00	29,633,800
メディパルホールディングス	30,100	2,242.00	67,484,200
S P K	1,400	1,774.00	2,483,600
萩原電気ホールディングス	1,200	3,160.00	3,792,000
アズワン	4,500	5,500.00	24,750,000
スズデン	1,100	2,250.00	2,475,000
尾家産業	600	1,164.00	698,400
シモジマ	2,200	1,084.00	2,384,800
ドウシシャ	3,300	2,253.00	7,434,900
小津産業	500	1,783.00	891,500
高速	1,600	1,983.00	3,172,800
たけびし	1,200	1,680.00	2,016,000
リックス	500	2,743.00	1,371,500
丸文	2,800	1,142.00	3,197,600
ハピネット	2,700	2,026.00	5,470,200
橋本総業ホールディングス	1,200	1,117.00	1,340,400
日本ライフライン	9,200	1,054.00	9,696,800
タカショー	2,700	720.00	1,944,000
I D O M	9,500	870.00	8,265,000
進和	1,900	2,172.00	4,126,800
エスケイジャパン	600	527.00	316,200
ダイトロン	1,200	2,866.00	3,439,200
シークス	4,500	1,433.00	6,448,500
田中商事	700	653.00	457,100
オーハシテクニカ	1,500	1,604.00	2,406,000



白銅	1,100	2,358.00	2,593,800
ダイコー通産	200	1,275.00	255,000
伊藤忠商事	193,800	4,740.00	918,612,000
丸紅	245,400	1,957.50	480,370,500
高島	400	3,430.00	1,372,000
長瀬産業	14,400	2,385.00	34,344,000
蝶理	1,700	2,682.00	4,559,400
豊田通商	27,600	6,240.00	172,224,000
三共生興	4,500	564.00	2,538,000
兼松	12,200	1,868.00	22,789,600
ツカモトコーポレーション	300	1,381.00	414,300
三井物産	223,200	4,427.00	988,106,400
日本紙パルプ商事	1,700	5,020.00	8,534,000
カメイ	3,300	1,452.00	4,791,600
東都水産	100	6,650.00	665,000
OUGホールディングス	400	2,458.00	983,200
スターゼン	2,400	2,368.00	5,683,200
山善	8,500	1,061.00	9,018,500
椿本興業	500	3,955.00	1,977,500
住友商事	194,800	2,648.00	515,830,400
内田洋行	1,300	5,260.00	6,838,000
三菱商事	194,500	5,639.00	1,096,785,500
第一実業	1,100	5,840.00	6,424,000
キヤノンマーケティングジャパン	7,300	3,480.00	25,404,000
西華産業	1,200	2,019.00	2,422,800
佐藤商事	2,200	1,426.00	3,137,200
菱洋エレクトロ	2,700	2,635.00	7,114,500
東京産業	2,900	852.00	2,470,800
ユアサ商事	2,800	4,390.00	12,292,000
神鋼商事	800	5,440.00	4,352,000
トルク	1,300	216.00	280,800
阪和興業	5,600	4,330.00	24,248,000
正栄食品工業	2,100	3,975.00	8,347,500
カナデン	2,100	1,228.00	2,578,800
RYODEN	2,500	1,998.00	4,995,000
岩谷産業	7,200	6,710.00	48,312,000

ナイス	700	1,414.00	989,800
ニチモウ	300	3,535.00	1,060,500
極東貿易	1,900	1,552.00	2,948,800
アステナホールディングス	5,400	455.00	2,457,000
三愛オブリ	8,300	1,493.00	12,391,900
稲畑産業	6,300	2,989.00	18,830,700
G S I クレオス	1,800	1,798.00	3,236,400
明和産業	4,200	670.00	2,814,000
クワザワホールディングス	800	447.00	357,600
ワキタ	5,800	1,396.00	8,096,800
東邦ホールディングス	7,800	2,623.00	20,459,400
サンゲツ	7,900	2,541.00	20,073,900
ミツウロコグループホールディングス	4,000	1,387.00	5,548,000
シナネンホールディングス	1,000	3,775.00	3,775,000
伊藤忠エネクス	7,800	1,211.00	9,445,800
サンリオ	8,900	5,750.00	51,175,000
サンワテクノス	1,600	2,224.00	3,558,400
リョーサン	3,300	3,730.00	12,309,000
新光商事	4,200	1,106.00	4,645,200
トーホー	1,300	2,376.00	3,088,800
三信電気	1,300	2,088.00	2,714,400
東陽テクニカ	3,200	1,362.00	4,358,400
モスフードサービス	4,600	3,145.00	14,467,000
加賀電子	2,600	5,190.00	13,494,000
ソーダニッカ	1,800	791.00	1,423,800
立花エレテック	2,300	2,176.00	5,004,800
フォーバル	1,200	1,111.00	1,333,200
PAL TAC	4,900	4,975.00	24,377,500
三谷産業	5,500	316.00	1,738,000
太平洋興発	800	749.00	599,200
西本W i s m e t t a cホールディングス	800	4,265.00	3,412,000
ヤマシタヘルスケアホールディングス	200	2,118.00	423,600
コア商事ホールディングス	1,800	716.00	1,288,800
K P Pグループホールディングス	7,300	603.00	4,401,900
ヤマタネ	1,400	1,634.00	2,287,600
丸紅建材リース	200	2,142.00	428,400

日鉄物産	700	9,280.00	6,496,000
泉州電業	1,600	3,255.00	5,208,000
トラスコ中山	6,600	2,266.00	14,955,600
オートバックスセブン	10,900	1,522.00	16,589,800
モリト	2,300	1,082.00	2,488,600
加藤産業	3,900	3,905.00	15,229,500
北恵	500	744.00	372,000
イエローハット	5,500	1,865.00	10,257,500
J Kホールディングス	2,400	1,019.00	2,445,600
日伝	1,900	2,231.00	4,238,900
北沢産業	1,300	356.00	462,800
杉本商事	1,400	2,031.00	2,843,400
因幡電機産業	8,200	3,070.00	25,174,000
東テク	1,000	4,235.00	4,235,000
ミスミグループ本社	47,500	3,200.00	152,000,000
アルテック	1,400	254.00	355,600
タキヒヨー	600	1,003.00	601,800
蔵王産業	400	2,327.00	930,800
スズケン	9,200	3,590.00	33,028,000
ジェコス	1,900	852.00	1,618,800
グローセル	2,900	403.00	1,168,700
ローソン	7,800	6,450.00	50,310,000
サンエー	2,400	4,625.00	11,100,000
カワチ薬品	2,500	2,190.00	5,475,000
エービーシー・マート	4,600	7,570.00	34,822,000
ハードオフコーポレーション	1,000	1,322.00	1,322,000
アスクル	6,500	1,817.00	11,810,500
ゲオホールディングス	3,100	1,693.00	5,248,300
アダストリア	3,800	2,700.00	10,260,000
ジーフット	1,700	278.00	472,600
シー・ヴィ・エス・ベイエリア	300	510.00	153,000
くら寿司	3,700	3,095.00	11,451,500
キャンドウ	1,100	2,387.00	2,625,700
I Kホールディングス	800	388.00	310,400
パルグループホールディングス	3,100	3,460.00	10,726,000
エディオン	12,500	1,399.00	17,487,500

サーラコーポレーション	6,600	785.00	5,181,000
ワッツ	1,200	709.00	850,800
ハローズ	1,400	3,285.00	4,599,000
フジオフードグループ本社	3,500	1,491.00	5,218,500
あみやき亭	800	3,535.00	2,828,000
ひらまつ	5,200	266.00	1,383,200
大黒天物産	1,000	5,270.00	5,270,000
ハニーズホールディングス	2,500	1,567.00	3,917,500
ファーマライズホールディングス	500	639.00	319,500
アルペン	2,600	1,970.00	5,122,000
ハブ	800	750.00	600,000
クオールホールディングス	4,300	1,534.00	6,596,200
ジーンズホールディングス	1,900	3,065.00	5,823,500
ビックカメラ	16,700	1,040.00	17,368,000
DCMホールディングス	19,200	1,290.00	24,768,000
ペッパーフードサービス	7,200	142.00	1,022,400
Monotaro	44,600	1,849.00	82,465,400
東京一番フーズ	600	500.00	300,000
DDホールディングス	1,600	1,181.00	1,889,600
きちりホールディングス	600	836.00	501,600
アークランドサービスホールディングス	2,600	2,883.00	7,495,800
J. フロント リテイリング	39,100	1,377.00	53,840,700
ドトール・日レスホールディングス	5,600	2,066.00	11,569,600
マツキヨココカラ&カンパニー	19,100	7,210.00	137,711,000
ブロンコビリー	1,700	2,790.00	4,743,000
ZOZO	20,800	2,890.00	60,112,000
トレジャー・ファクトリー	1,500	1,598.00	2,397,000
物語コーポレーション	5,300	3,130.00	16,589,000
三越伊勢丹ホールディングス	52,900	1,400.00	74,060,000
Hamee	1,100	935.00	1,028,500
マーケットエンタープライズ	200	1,211.00	242,200
ウエルシアホールディングス	16,300	3,095.00	50,448,500
クリエイトSDホールディングス	5,200	3,485.00	18,122,000
丸善CHIホールディングス	2,900	350.00	1,015,000
ミサワ	400	618.00	247,200
ティーライフ	300	1,369.00	410,700

エー・ピーホールディングス	500	760.00	380,000
チムニー	800	1,251.00	1,000,800
シュッピン	2,300	974.00	2,240,200
オイシックス・ラ・大地	4,200	2,283.00	9,588,600
ネクステージ	7,200	2,435.00	17,532,000
ジョイフル本田	9,300	1,780.00	16,554,000
鳥貴族ホールディングス	1,200	2,230.00	2,676,000
ホットランド	2,400	1,745.00	4,188,000
すかいらーくホールディングス	43,000	1,836.00	78,948,000
SFPホールディングス	1,700	1,924.00	3,270,800
綿半ホールディングス	2,400	1,360.00	3,264,000
ヨシックスホールディングス	500	2,175.00	1,087,500
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	10,200	1,119.00	11,413,800
ゴルフダイジェスト・オンライン	1,400	805.00	1,127,000
B E E N O S	1,300	1,753.00	2,278,900
あさひ	2,600	1,279.00	3,325,400
日本調剤	2,100	1,124.00	2,360,400
コスモス薬品	3,100	13,740.00	42,594,000
トーエル	1,100	764.00	840,400
セブン&アイ・ホールディングス	108,400	6,300.00	682,920,000
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	23,700	1,007.00	23,865,900
ツルハホールディングス	6,600	9,930.00	65,538,000
サンマルクホールディングス	2,500	1,892.00	4,730,000
フェリシモ	500	1,011.00	505,500
トリドールホールディングス	7,800	3,010.00	23,478,000
TOKYO BASE	3,200	460.00	1,472,000
ウイルプラスホールディングス	400	1,136.00	454,400
JMホールディングス	2,400	2,038.00	4,891,200
サツドラホールディングス	1,100	783.00	861,300
アレンザホールディングス	2,300	986.00	2,267,800
串カツ田中ホールディングス	800	1,635.00	1,308,000
バロックジャパンリミテッド	2,000	849.00	1,698,000
クスリのアオキホールディングス	2,800	7,070.00	19,796,000
力の源ホールディングス	1,400	1,478.00	2,069,200
FOOD & LIFE COMPANIES	16,800	3,245.00	54,516,000

メディカルシステムネットワーク	2,700	380.00	1,026,000
一家ホールディングス	600	607.00	364,200
ジャパングラフトホールディングス	700	565.00	395,500
はるやまホールディングス	1,000	497.00	497,000
ノジマ	10,300	1,460.00	15,038,000
カップ・クリエイト	4,900	1,517.00	7,433,300
ライトオン	1,800	573.00	1,031,400
良品計画	34,300	1,415.00	48,534,500
パリミキホールディングス	3,000	323.00	969,000
アドヴァングループ	3,000	964.00	2,892,000
アルビス	1,000	2,420.00	2,420,000
コナカ	2,700	365.00	985,500
ハウス オブ ローゼ	300	1,610.00	483,000
G-7ホールディングス	3,900	1,358.00	5,296,200
イオン北海道	4,600	811.00	3,730,600
コジマ	5,200	553.00	2,875,600
ヒマラヤ	800	936.00	748,800
コーナン商事	4,200	3,625.00	15,225,000
エコス	1,200	1,878.00	2,253,600
ワタミ	3,800	908.00	3,450,400
マルシェ	800	291.00	232,800
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	63,500	2,449.00	155,511,500
西松屋チェーン	7,000	1,674.00	11,718,000
ゼンショーホールディングス	17,200	5,450.00	93,740,000
幸楽苑ホールディングス	2,100	1,047.00	2,198,700
ハークスレイ	900	628.00	565,200
サイゼリヤ	4,600	3,410.00	15,686,000
VTホールディングス	11,900	515.00	6,128,500
魚力	1,000	2,154.00	2,154,000
ポプラ	600	204.00	122,400
フジ・コーポレーション	1,800	1,347.00	2,424,600
ユナイテッドアローズ	3,400	2,409.00	8,190,600
ハイデイ日高	4,700	2,264.00	10,640,800
YU-WA Creation Holdings	1,500	197.00	295,500
コロワイド	14,500	2,017.00	29,246,500

ピーシーデポコーポレーション	3,500	478.00	1,673,000
壱番屋	2,500	5,260.00	13,150,000
トップカルチャー	800	194.00	155,200
P L A N T	600	705.00	423,000
スギホールディングス	6,300	5,900.00	37,170,000
薬王堂ホールディングス	1,800	2,570.00	4,626,000
ヴィア・ホールディングス	3,600	90.00	324,000
スクロール	4,700	887.00	4,168,900
ヨンドシーホールディングス	2,700	1,782.00	4,811,400
木曽路	4,800	2,367.00	11,361,600
S R Sホールディングス	5,200	962.00	5,002,400
千趣会	5,800	422.00	2,447,600
タカキュー	1,700	76.00	129,200
リテールパートナーズ	4,700	1,583.00	7,440,100
ケーヨー	5,100	809.00	4,125,900
上新電機	2,800	1,918.00	5,370,400
日本瓦斯	16,900	2,012.00	34,002,800
ロイヤルホールディングス	6,100	2,743.00	16,732,300
東天紅	200	759.00	151,800
いなげや	3,100	1,467.00	4,547,700
チヨダ	3,000	842.00	2,526,000
ライフコーポレーション	2,700	2,914.00	7,867,800
リンガーハット	4,100	2,391.00	9,803,100
M r M a x H D	4,400	618.00	2,719,200
テンアライド	2,700	254.00	685,800
A O K Iホールディングス	5,800	846.00	4,906,800
オークワ	5,000	901.00	4,505,000
コメリ	4,800	3,010.00	14,448,000
青山商事	6,700	1,196.00	8,013,200
しまむら	3,700	12,690.00	46,953,000
はせがわ	1,200	350.00	420,000
高島屋	23,700	1,896.00	44,935,200
松屋	5,300	1,122.00	5,946,600
エイチ・ツー・オー リテイリング	15,300	1,443.00	22,077,900
近鉄百貨店	1,300	2,457.00	3,194,100
丸井グループ	23,200	2,381.00	55,239,200

アクシアル リテイリング	2,100	3,350.00	7,035,000
井筒屋	1,200	310.00	372,000
イオン	106,600	2,827.50	301,411,500
イズミ	4,800	3,265.00	15,672,000
平和堂	5,300	2,100.00	11,130,000
フジ	4,800	1,786.00	8,572,800
ヤオコー	3,600	7,120.00	25,632,000
ゼビオホールディングス	4,300	1,168.00	5,022,400
ケーズホールディングス	22,200	1,244.00	27,616,800
O l y m p i c グループ	900	537.00	483,300
日産東京販売ホールディングス	3,100	338.00	1,047,800
シルバーライフ	600	1,294.00	776,400
G e n k y D r u g S t o r e s	1,400	4,175.00	5,845,000
ナルミヤ・インターナショナル	400	940.00	376,000
ブックオフグループホールディングス	1,600	1,329.00	2,126,400
ギフトホールディングス	700	4,870.00	3,409,000
アインホールディングス	4,300	5,860.00	25,198,000
元気寿司	900	3,220.00	2,898,000
ヤマダホールディングス	129,000	422.00	54,438,000
アークランズ	4,600	1,549.00	7,125,400
ニトリホールディングス	12,700	17,820.00	226,314,000
グルメ杵屋	2,500	1,056.00	2,640,000
愛眼	1,800	177.00	318,600
ケーユーホールディングス	1,800	1,296.00	2,332,800
吉野家ホールディングス	12,300	2,553.00	31,401,900
松屋フーズホールディングス	1,500	4,135.00	6,202,500
サガミホールディングス	5,100	1,286.00	6,558,600
関西フードマーケット	2,800	1,610.00	4,508,000
王将フードサービス	2,100	6,330.00	13,293,000
ミニストップ	2,300	1,430.00	3,289,000
アークス	5,800	2,475.00	14,355,000
バローホールディングス	6,000	1,990.00	11,940,000
ベルク	1,600	6,090.00	9,744,000
大庄	1,300	1,101.00	1,431,300
ファーストリテイリング	14,100	33,160.00	467,556,000
サンドラッグ	11,900	4,070.00	48,433,000



サックスバー ホールディングス	3,000	1,055.00	3,165,000
ヤマザワ	400	1,270.00	508,000
やまや	500	2,661.00	1,330,500
ベルーナ	7,600	706.00	5,365,600
いよぎんホールディングス	34,800	755.00	26,274,000
しずおかフィナンシャルグループ	66,200	1,029.00	68,119,800
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	24,600	876.00	21,549,600
島根銀行	800	474.00	379,200
じもとホールディングス	2,000	379.00	758,000
めぶきフィナンシャルグループ	145,300	329.00	47,803,700
東京きらぼしフィナンシャルグループ	3,700	2,997.00	11,088,900
九州フィナンシャルグループ	51,500	523.00	26,934,500
ゆうちょ銀行	82,000	1,052.00	86,264,000
富山第一銀行	9,700	650.00	6,305,000
コンコルディア・フィナンシャルグループ	161,400	547.00	88,285,800
西日本フィナンシャルホールディングス	18,200	1,072.00	19,510,400
三十三フィナンシャルグループ	2,600	1,545.00	4,017,000
第四北越フィナンシャルグループ	4,600	3,115.00	14,329,000
ひろぎんホールディングス	38,200	755.00	28,841,000
おきなわフィナンシャルグループ	2,800	2,198.00	6,154,400
十六フィナンシャルグループ	3,800	3,040.00	11,552,000
北國フィナンシャルホールディングス	3,300	4,935.00	16,285,500
プロクレアホールディングス	3,600	2,123.00	7,642,800
あいちフィナンシャルグループ	4,100	2,107.00	8,638,700
SBI新生銀行	6,800	2,805.00	19,074,000
あおぞら銀行	18,400	2,548.00	46,883,200
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,833,500	912.60	1,673,252,100
りそなホールディングス	369,400	641.50	236,970,100
三井住友トラスト・ホールディングス	53,200	5,060.00	269,192,000
三井住友フィナンシャルグループ	213,900	5,560.00	1,189,284,000
千葉銀行	81,600	880.00	71,808,000
群馬銀行	56,800	513.00	29,138,400
武蔵野銀行	3,800	2,250.00	8,550,000
千葉興業銀行	5,300	473.00	2,506,900
筑波銀行	12,800	197.00	2,521,600
七十七銀行	9,400	2,419.00	22,738,600

秋田銀行	2,000	1,671.00	3,342,000
山形銀行	3,300	1,090.00	3,597,000
岩手銀行	2,000	2,020.00	4,040,000
東邦銀行	23,100	226.00	5,220,600
東北銀行	1,100	1,005.00	1,105,500
ふくおかフィナンシャルグループ	23,400	2,620.00	61,308,000
スルガ銀行	25,800	509.00	13,132,200
八十二銀行	60,100	594.00	35,699,400
山梨中央銀行	3,000	1,126.00	3,378,000
大垣共立銀行	5,600	1,812.00	10,147,200
福井銀行	2,600	1,444.00	3,754,400
清水銀行	1,200	1,430.00	1,716,000
富山銀行	300	1,611.00	483,300
滋賀銀行	4,900	2,731.00	13,381,900
南都銀行	4,400	2,384.00	10,489,600
百五銀行	27,500	396.00	10,890,000
京都銀行	9,300	6,730.00	62,589,000
紀陽銀行	10,500	1,535.00	16,117,500
ほくほくフィナンシャルグループ	18,600	1,078.00	20,050,800
山陰合同銀行	18,300	780.00	14,274,000
鳥取銀行	700	1,146.00	802,200
百十四銀行	2,700	1,812.00	4,892,400
四国銀行	4,600	861.00	3,960,600
阿波銀行	4,100	2,042.00	8,372,200
大分銀行	1,800	2,066.00	3,718,800
宮崎銀行	1,900	2,297.00	4,364,300
佐賀銀行	1,700	1,633.00	2,776,100
琉球銀行	6,700	914.00	6,123,800
セブン銀行	104,900	273.00	28,637,700
みずほフィナンシャルグループ	423,400	2,044.50	865,641,300
高知銀行	800	677.00	541,600
山口フィナンシャルグループ	32,300	919.00	29,683,700
長野銀行	700	1,491.00	1,043,700
名古屋銀行	1,900	3,510.00	6,669,000
北洋銀行	44,300	263.00	11,650,900
大光銀行	700	1,064.00	744,800

愛媛銀行	3,900	826.00	3,221,400
トマト銀行	700	1,012.00	708,400
京葉銀行	13,400	541.00	7,249,400
栃木銀行	13,400	236.00	3,162,400
北日本銀行	1,000	2,001.00	2,001,000
東和銀行	5,400	523.00	2,824,200
福島銀行	2,400	218.00	523,200
大東銀行	900	624.00	561,600
トモニホールディングス	23,700	373.00	8,840,100
フィデアホールディングス	3,000	1,318.00	3,954,000
池田泉州ホールディングス	37,500	229.00	8,587,500
F P G	9,900	1,108.00	10,969,200
ジャパンインベストメントアドバイザー	2,400	1,068.00	2,563,200
マーキュリアホールディングス	1,300	681.00	885,300
S B I ホールディングス	42,400	2,720.00	115,328,000
日本アジア投資	1,800	231.00	415,800
ジャフコ グループ	9,800	1,752.00	17,169,600
大和証券グループ本社	209,300	640.00	133,952,000
野村ホールディングス	539,200	500.30	269,761,760
岡三証券グループ	25,700	452.00	11,616,400
丸三証券	9,700	413.00	4,006,100
東洋証券	9,700	280.00	2,716,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	31,900	359.00	11,452,100
光世証券	500	418.00	209,000
水戸証券	7,800	292.00	2,277,600
いちよし証券	5,400	589.00	3,180,600
松井証券	17,300	789.00	13,649,700
マネックスグループ	31,500	492.00	15,498,000
極東証券	3,600	604.00	2,174,400
岩井コスモホールディングス	3,300	1,347.00	4,445,100
アイザワ証券グループ	4,200	763.00	3,204,600
マネーパートナーズグループ	2,400	258.00	619,200
スパークス・グループ	3,300	1,415.00	4,669,500
小林洋行	1,000	242.00	242,000
かんぽ生命保険	35,500	2,181.00	77,425,500
S O M P Oホールディングス	50,200	5,912.00	296,782,400

アニコム ホールディングス	9,900	588.00	5,821,200	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	59,600	4,748.00	282,980,800	
第一生命ホールディングス	143,000	2,428.50	347,275,500	
東京海上ホールディングス	289,400	3,046.00	881,512,400	
T&Dホールディングス	78,600	1,917.00	150,676,200	
アドバンスクリエイト	1,700	1,138.00	1,934,600	
全国保証	7,700	5,060.00	38,962,000	
あんしん保証	1,100	316.00	347,600	
ジェイリース	800	1,994.00	1,595,200	
イントラスト	900	969.00	872,100	
日本モーゲージサービス	1,300	556.00	722,800	
C a s a	900	876.00	788,400	
アルヒ	3,600	998.00	3,592,800	
プレミアグループ	4,900	1,585.00	7,766,500	
ネットプロテクションズホールディングス	9,700	392.00	3,802,400	
クレディセゾン	18,600	1,945.00	36,177,000	
芙蓉総合リース	2,700	10,210.00	27,567,000	
みずほリース	4,400	4,285.00	18,854,000	
東京センチュリー	5,500	5,040.00	27,720,000	
日本証券金融	11,700	1,101.00	12,881,700	
アイフル	48,500	337.00	16,344,500	
リコーリース	2,800	3,915.00	10,962,000	
イオンフィナンシャルサービス	16,800	1,224.00	20,563,200	
アコム	52,200	328.00	17,121,600	
ジャックス	3,100	4,630.00	14,353,000	
オリエントコーポレーション	7,600	1,099.00	8,352,400	
オリックス	192,200	2,370.50	455,610,100	
三菱HCキャピタル	114,100	765.00	87,286,500	
九州リースサービス	1,100	808.00	888,800	
日本取引所グループ	82,300	2,328.50	191,635,550	
イー・ギャランティ	4,700	2,089.00	9,818,300	
アサックス	1,000	626.00	626,000	
NECキャピタルソリューション	1,400	2,856.00	3,998,400	
大東建託	10,700	13,650.00	146,055,000	
いちご	33,700	243.00	8,189,100	

日本駐車場開発	31,000	235.00	7,285,000
スター・マイカ・ホールディングス	2,600	653.00	1,697,800
SREホールディングス	1,400	3,815.00	5,341,000
ADワークスグループ	5,700	185.00	1,054,500
ヒューリック	68,300	1,193.00	81,481,900
三栄建築設計	1,400	1,506.00	2,108,400
野村不動産ホールディングス	18,300	3,405.00	62,311,500
三重交通グループホールディングス	6,300	556.00	3,502,800
サムティ	4,700	2,174.00	10,217,800
ディア・ライフ	5,000	738.00	3,690,000
コーセーアールイー	700	760.00	532,000
地主	2,200	1,922.00	4,228,400
プレサンスコーポレーション	4,600	1,903.00	8,753,800
THEグローバル社	1,300	202.00	262,600
ハウスコム	400	966.00	386,400
JPMC	1,500	1,148.00	1,722,000
サンセイランディック	700	894.00	625,800
エストラスト	300	637.00	191,100
フージャースホールディングス	4,500	935.00	4,207,500
オープンハウスグループ	10,700	5,240.00	56,068,000
東急不動産ホールディングス	88,000	740.00	65,120,000
飯田グループホールディングス	25,600	2,458.00	62,924,800
イーランド	300	1,471.00	441,300
ムゲンエステート	1,500	671.00	1,006,500
ビーロッド	1,600	643.00	1,028,800
ファーストブラザーズ	400	899.00	359,600
And Doホールディングス	1,700	1,150.00	1,955,000
シーアールイー	1,600	1,292.00	2,067,200
プロパティエージェント	300	1,138.00	341,400
ケイアイスター不動産	1,400	4,485.00	6,279,000
アグレ都市デザイン	400	1,521.00	608,400
グッドコムアセット	2,700	855.00	2,308,500
ジェイ・エス・ビー	700	4,365.00	3,055,500
ロードスターキャピタル	1,700	1,425.00	2,422,500
テンポイノベーション	700	1,073.00	751,100
グローバル・リンク・マネジメント	400	1,260.00	504,000

フェイスネットワーク	600	1,253.00	751,800
パーク24	22,800	2,124.00	48,427,200
パラカ	1,000	1,915.00	1,915,000
宮越ホールディングス	1,300	770.00	1,001,000
三井不動産	126,500	2,701.00	341,676,500
三菱地所	176,700	1,616.00	285,547,200
平和不動産	4,800	3,795.00	18,216,000
東京建物	27,900	1,749.00	48,797,100
京阪神ビルディング	4,900	1,149.00	5,630,100
住友不動産	52,900	3,177.00	168,063,300
テーオーシー	5,300	623.00	3,301,900
東京楽天地	500	4,305.00	2,152,500
レオパレス21	33,000	320.00	10,560,000
スターツコーポレーション	4,200	2,674.00	11,230,800
フジ住宅	4,100	695.00	2,849,500
空港施設	3,500	548.00	1,918,000
明和地所	1,100	889.00	977,900
ゴールドクレスト	2,800	1,707.00	4,779,600
エスリード	1,400	2,402.00	3,362,800
日神グループホールディングス	4,700	465.00	2,185,500
日本エスコン	6,600	770.00	5,082,000
MIRARTHホールディングス	14,800	415.00	6,142,000
AVANTIA	1,300	830.00	1,079,000
イオンモール	15,200	1,787.00	27,162,400
毎日コムネット	800	800.00	640,000
ファースト住建	900	1,091.00	981,900
ランド	174,200	8.00	1,393,600
カチタス	7,900	2,545.00	20,105,500
トーセイ	4,900	1,641.00	8,040,900
穴吹興産	400	2,222.00	888,800
サンフロンティア不動産	4,900	1,340.00	6,566,000
FJネクストホールディングス	3,100	1,007.00	3,121,700
インテリックス	600	558.00	334,800
ランドビジネス	800	243.00	194,400
サンネクスタグループ	700	1,014.00	709,800
グランディハウス	1,900	552.00	1,048,800

日本空港ビルディング	10,400	6,400.00	66,560,000
明豊ファシリティワークス	1,200	744.00	892,800
日本工営	1,800	3,805.00	6,849,000
L I F U L L	10,400	230.00	2,392,000
M I X I	7,000	2,770.00	19,390,000
ジェイエイシーリクルートメント	2,800	2,271.00	6,358,800
日本M&Aセンターホールディングス	52,400	1,026.00	53,762,400
メンバーズ	900	1,393.00	1,253,700
中広	300	400.00	120,000
UTグループ	4,500	2,689.00	12,100,500
アイティメディア	1,200	1,259.00	1,510,800
E・Jホールディングス	1,800	1,574.00	2,833,200
オープンアップグループ	9,200	1,930.00	17,756,000
コンダカホールディングス	9,100	1,139.00	10,364,900
アルトナー	600	1,495.00	897,000
パソナグループ	3,700	1,784.00	6,600,800
C D S	600	1,820.00	1,092,000
リンクアンドモチベーション	8,800	432.00	3,801,600
エス・エム・エス	11,600	2,918.00	33,848,800
サニーサイドアップグループ	700	665.00	465,500
パーソルホールディングス	34,200	2,778.00	95,007,600
リニカル	1,300	775.00	1,007,500
クックパッド	8,300	172.00	1,427,600
エスクリ	1,000	354.00	354,000
アイ・ケイ・ケイホールディングス	1,200	650.00	780,000
学情	1,400	1,621.00	2,269,400
スタジオアリス	1,500	2,148.00	3,222,000
シミックホールディングス	1,500	2,056.00	3,084,000
エプコ	500	740.00	370,000
N J S	700	2,339.00	1,637,300
総合警備保障	11,300	3,920.00	44,296,000
カカコム	22,400	2,065.00	46,256,000
アイロムグループ	1,100	1,930.00	2,123,000
セントケア・ホールディング	1,900	781.00	1,483,900
サイネックス	400	579.00	231,600
ルネサンス	2,100	906.00	1,902,600

ディップ	5,300	3,530.00	18,709,000
デジタルホールディングス	2,400	1,071.00	2,570,400
新日本科学	3,200	2,193.00	7,017,600
キャリアデザインセンター	500	1,564.00	782,000
ベネフィット・ワン	14,200	1,500.00	21,300,000
エムスリー	60,400	3,067.00	185,246,800
ツカダ・グローバルホールディング	1,500	414.00	621,000
ブラス	300	1,087.00	326,100
アウトソーシング	18,200	1,243.00	22,622,600
ウェルネット	1,800	612.00	1,101,600
ワールドホールディングス	1,400	2,720.00	3,808,000
ディー・エヌ・エー	12,200	1,877.00	22,899,400
博報堂DYホールディングス	39,000	1,509.00	58,851,000
ぐるなび	5,600	357.00	1,999,200
タカミヤ	4,100	513.00	2,103,300
ジャパンベストレスキューシステム	1,500	709.00	1,063,500
ファンコミュニケーションズ	6,000	399.00	2,394,000
ライク	1,100	1,843.00	2,027,300
ビジネス・ブレークスルー	900	425.00	382,500
エスプール	8,800	599.00	5,271,200
WDBホールディングス	1,600	2,100.00	3,360,000
ティア	1,400	437.00	611,800
CDG	300	1,353.00	405,900
アドウェイズ	4,200	690.00	2,898,000
バリューコマース	2,300	1,391.00	3,199,300
インフォマート	31,700	286.00	9,066,200
J Pホールディングス	8,800	343.00	3,018,400
エコナックホールディングス	4,100	93.00	381,300
CLホールディングス	800	882.00	705,600
プレステージ・インターナショナル	12,900	617.00	7,959,300
アミューズ	1,700	1,787.00	3,037,900
ドリームインキュベータ	900	2,443.00	2,198,700
クイック	2,300	2,026.00	4,659,800
TAC	1,100	203.00	223,300
電通グループ	30,000	4,575.00	137,250,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	800	1,096.00	876,800



ぴあ	1,000	3,255.00	3,255,000
イオンファンタジー	1,300	3,545.00	4,608,500
シーティーエス	3,400	724.00	2,461,600
ネクシィーズグループ	700	682.00	477,400
H. U. グループホールディングス	8,900	2,675.00	23,807,500
アルプス技研	2,700	2,830.00	7,641,000
サニックス	4,900	315.00	1,543,500
日本空調サービス	3,300	749.00	2,471,700
オリエンタルランド	161,700	5,234.00	846,337,800
ダスキン	6,800	3,235.00	21,998,000
明光ネットワークジャパン	3,700	634.00	2,345,800
ファルコホールディングス	1,400	1,850.00	2,590,000
秀英予備校	500	406.00	203,000
田谷	400	483.00	193,200
ラウンドワン	25,600	609.00	15,590,400
リゾートトラスト	12,100	2,144.00	25,942,400
ビー・エム・エル	3,800	3,045.00	11,571,000
りらいあコミュニケーションズ	5,000	1,458.00	7,290,000
リソー教育	13,900	286.00	3,975,400
早稲田アカデミー	1,700	1,371.00	2,330,700
ユー・エス・エス	31,400	2,340.00	73,476,000
東京個別指導学院	3,600	532.00	1,915,200
サイバーエージェント	67,500	1,004.00	67,770,000
楽天グループ	141,600	588.00	83,260,800
クリーク・アンド・リバー社	1,800	2,033.00	3,659,400
SBIグローバルアセットマネジメント	5,000	495.00	2,475,000
テー・オー・ダブリュー	6,000	332.00	1,992,000
山田コンサルティンググループ	1,500	1,706.00	2,559,000
セントラルスポーツ	1,100	2,491.00	2,740,100
フルキャストホールディングス	2,900	2,364.00	6,855,600
エン・ジャパン	5,500	2,422.00	13,321,000
リソルホールディングス	200	4,700.00	940,000
テクノプロ・ホールディングス	18,100	3,225.00	58,372,500
アトラグループ	500	181.00	90,500
インターワークス	600	353.00	211,800
アイ・アールジャパンホールディングス	1,600	1,770.00	2,832,000

K e e P e r 技研	1,900	5,490.00	10,431,000
ファーストロジック	300	876.00	262,800
三機サービス	400	1,084.00	433,600
G u n o s y	2,400	591.00	1,418,400
デザインワン・ジャパン	600	175.00	105,000
イー・ガーディアン	1,200	2,052.00	2,462,400
リブセンス	1,100	268.00	294,800
ジャパンマテリアル	9,400	2,218.00	20,849,200
ベクトル	4,800	1,285.00	6,168,000
ウチヤマホールディングス	1,000	297.00	297,000
チャーム・ケア・コーポレーション	2,500	1,176.00	2,940,000
キャリアリンク	1,100	2,711.00	2,982,100
I B J	1,900	659.00	1,252,100
アサンテ	1,500	1,622.00	2,433,000
バリューHR	2,700	1,430.00	3,861,000
M&Aキャピタルパートナーズ	2,500	3,190.00	7,975,000
ライドオンエクスプレスホールディングス	1,100	1,012.00	1,113,200
E R I ホールディングス	600	1,369.00	821,400
アビスト	400	3,050.00	1,220,000
シグマクシス・ホールディングス	4,600	1,159.00	5,331,400
ウィルグループ	2,600	1,048.00	2,724,800
エスクロー・エージェント・ジャパン	2,500	143.00	357,500
メドピア	2,700	1,112.00	3,002,400
レアジョブ	500	1,065.00	532,500
リクルートホールディングス	226,200	4,327.00	978,767,400
エラン	4,000	924.00	3,696,000
土木管理総合試験所	1,000	332.00	332,000
日本郵政	400,500	999.70	400,379,850
ベルシステム24ホールディングス	4,100	1,382.00	5,666,200
鎌倉新書	3,500	819.00	2,866,500
SMN	600	460.00	276,000
一蔵	300	560.00	168,000
グローバルキッズCOMPANY	400	691.00	276,400
エアトリ	2,200	2,608.00	5,737,600
アトラエ	1,800	807.00	1,452,600
ストライク	1,300	3,675.00	4,777,500

ソラスト	8,400	630.00	5,292,000
セラク	900	1,609.00	1,448,100
インソース	6,600	1,240.00	8,184,000
ベイカレント・コンサルティング	24,200	5,150.00	124,630,000
Orchestra Holdings	700	1,207.00	844,900
アイモバイル	1,400	1,323.00	1,852,200
キャリアインデックス	800	305.00	244,000
MS-Japan	800	1,024.00	819,200
船場	400	717.00	286,800
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	10,900	1,959.00	21,353,100
フルテック	300	1,107.00	332,100
グリーンズ	800	1,319.00	1,055,200
ツナググループ・ホールディングス	700	610.00	427,000
GameWith	700	382.00	267,400
MS&Consulting	300	602.00	180,600
ウェルビー	2,200	531.00	1,168,200
エル・ティー・エス	400	3,120.00	1,248,000
ミダックホールディングス	1,900	1,785.00	3,391,500
日総工産	2,300	814.00	1,872,200
キュービーネットホールディングス	1,400	1,605.00	2,247,000
RPAホールディングス	4,100	370.00	1,517,000
スプリックス	700	854.00	597,800
マネジメントソリューションズ	1,700	3,015.00	5,125,500
プロレド・パートナーズ	700	502.00	351,400
and factory	700	379.00	265,300
テノ.ホールディングス	300	703.00	210,900
フロンティア・マネジメント	1,000	1,196.00	1,196,000
ピアラ	400	531.00	212,400
コプロ・ホールディングス	400	1,857.00	742,800
ギークス	300	784.00	235,200
アンビスホールディングス	3,300	2,773.00	9,150,900
カーブスホールディングス	8,300	708.00	5,876,400
フォーラムエンジニアリング	1,800	1,125.00	2,025,000
Fast Fitness Japan	1,000	1,276.00	1,276,000
ダイレクトマーケティングミックス	3,700	1,201.00	4,443,700

ポピンズ	500	1,646.00	823,000
LITALICO	2,400	2,325.00	5,580,000
アドバンテッジリスクマネジメント	1,100	581.00	639,100
リログループ	17,000	1,945.00	33,065,000
東祥	2,100	1,233.00	2,589,300
ビーウィズ	800	1,773.00	1,418,400
TREホールディングス	6,400	1,136.00	7,270,400
人・夢・技術グループ	1,200	1,480.00	1,776,000
大栄環境	7,800	2,082.00	16,239,600
日本管財ホールディングス	3,200	2,675.00	8,560,000
エイチ・アイ・エス	8,000	1,903.00	15,224,000
ラックランド	1,300	3,195.00	4,153,500
共立メンテナンス	5,200	5,130.00	26,676,000
イチネンホールディングス	3,200	1,320.00	4,224,000
建設技術研究所	1,600	3,330.00	5,328,000
スペース	2,200	1,059.00	2,329,800
燦ホールディングス	1,300	2,180.00	2,834,000
スバル興業	100	9,430.00	943,000
東京テアトル	900	1,133.00	1,019,700
タナベコンサルティンググループ	900	881.00	792,900
ナガワ	800	6,200.00	4,960,000
東京都競馬	2,600	4,085.00	10,621,000
常磐興産	800	1,235.00	988,000
カナモト	5,600	2,275.00	12,740,000
ニシオホールディングス	2,800	3,300.00	9,240,000
アゴーラ ホスピタリティグループ	13,100	24.00	314,400
トランス・コスモス	3,800	3,310.00	12,578,000
乃村工藝社	13,300	948.00	12,608,400
藤田観光	1,400	3,605.00	5,047,000
KNT-CTホールディングス	1,800	1,420.00	2,556,000
トーカイ	2,700	1,951.00	5,267,700
白洋舎	300	2,250.00	675,000
セコム	31,100	9,250.00	287,675,000
セントラル警備保障	1,600	2,810.00	4,496,000
丹青社	5,900	806.00	4,755,400
メイテック	11,900	2,363.00	28,119,700

応用地質	2,900	1,909.00	5,536,100	
船井総研ホールディングス	6,400	2,597.00	16,620,800	
進学会ホールディングス	800	295.00	236,000	
オオバ	1,500	783.00	1,174,500	
いであ	500	1,655.00	827,500	
学究社	1,200	2,186.00	2,623,200	
ベネッセホールディングス	11,400	1,896.00	21,614,400	
イオンディライト	3,400	3,080.00	10,472,000	
ナック	1,400	964.00	1,349,600	
ダイセキ	6,200	3,920.00	24,304,000	
ステップ	1,100	1,805.00	1,985,500	
合 計	35,176,600		91,248,776,720	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

#### 【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)ならびに同規則第 38 条の 3 および第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期中間計算期間(2023 年 5 月 26 日から 2023 年 11 月 25 日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年2月7日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSmart-i TOPIXインデックスの2023年5月26日から2023年11月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Smart-i TOPIXインデックスの2023年11月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年5月26日から2023年11月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の

妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



【Smart-i TOPIXインデックス】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2023年5月25日現在	第7期中間計算期間末 2023年11月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	31,365,811	-
コール・ローン	7,469,729	53,998,732
親投資信託受益証券	4,727,883,031	7,023,830,250
未収入金	8,986,000	29,762,000
流動資産合計	4,775,704,571	7,107,590,982
資産合計	4,775,704,571	7,107,590,982
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	37,444,266	68,537,502
未払受託者報酬	443,604	668,674
未払委託者報酬	2,661,575	4,011,988
未払利息	20	146
その他未払費用	135,417	204,788
流動負債合計	40,684,882	73,423,098
負債合計	40,684,882	73,423,098
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,106,301,134	4,102,401,785
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	1,628,718,555	2,931,766,099
(分配準備積立金)	628,373,074	460,181,727
元本等合計	4,735,019,689	7,034,167,884
純資産合計	4,735,019,689	7,034,167,884
負債純資産合計	4,775,704,571	7,107,590,982

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 6 期中間計算期間 自 2022 年 5 月 26 日 至 2022 年 11 月 25 日	第 7 期中間計算期間 自 2023 年 5 月 26 日 至 2023 年 11 月 25 日
営業収益		
有価証券売買等損益	299,690,177	692,108,219
営業収益合計	299,690,177	692,108,219
営業費用		
支払利息	9,198	21,112
受託者報酬	362,157	668,674
委託者報酬	2,172,867	4,011,988
その他費用	110,564	205,719
営業費用合計	2,654,786	4,907,493
営業利益又は営業損失 (△)	297,035,391	687,200,726
経常利益又は経常損失 (△)	297,035,391	687,200,726
中間純利益又は中間純損失 (△)	297,035,391	687,200,726
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	28,707,971	107,026,345
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	659,239,004	1,628,718,555
剰余金増加額又は欠損金減少額	386,320,832	1,355,410,003
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	386,320,832	1,355,410,003
剰余金減少額又は欠損金増加額	229,732,653	632,536,840
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	229,732,653	632,536,840
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	1,084,154,603	2,931,766,099

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(中間貸借対照表に関する注記)

第6期 2023年5月25日現在	第7期中間計算期間末 2023年11月25日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 2,199,074,178円	期首元本額 3,106,301,134円
期中追加設定元本額 2,450,712,877円	期中追加設定元本額 2,147,160,363円
期中一部解約元本額 1,543,485,921円	期中一部解約元本額 1,151,059,712円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 3,106,301,134口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 4,102,401,785口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.5243円	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.7146円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (15,243円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (17,146円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第6期 2023年5月25日現在	第7期中間計算期間末 2023年11月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

## RM国内株式マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

2023年11月25日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	721,039,444
株式	125,078,920,070
派生商品評価勘定	28,037,600
未収入金	179,724,000
未収配当金	968,431,316
差入委託証拠金	82,696,039
流動資産合計	127,058,848,469
資産合計	127,058,848,469
負債の部	
流動負債	
前受金	19,575,000
未払解約金	308,939,300
未払利息	1,955
その他未払費用	15,525
流動負債合計	328,531,780
負債合計	328,531,780
純資産の部	
元本等	
元本	68,916,883,619
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	57,813,433,070
元本等合計	126,730,316,689
純資産合計	126,730,316,689
負債純資産合計	127,058,848,469

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2023年11月25日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年5月26日
期首元本額	56,562,392,051円
期中追加設定元本額	27,708,106,223円
期中一部解約元本額	15,353,614,655円
期末元本額	68,916,883,619円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	2,362,565,825円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	3,357,370,608円
りそなラップ型ファンド(成長型)	4,181,481,017円
DCりそな グローバルバランス	68,587,959円
つみたてバランスファンド	6,636,222,654円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	470,280,638円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	346,322,926円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	238,589,377円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	127,342,738円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	87,208,441円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	49,260,707円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	106,535,183円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	57,388,640円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	103,103,516円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	106,923,297円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	45,152,269円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	369,996円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	271,341円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	1,414,593円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	860,604円
ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)	2,211,703円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	56,343円
FWりそな国内株式アクティブファンド	239,354,059円
FWりそな国内株式インデックスファンド	39,900,490,235円
Smart-i TOPIXインデックス	3,819,582,495円
Smart-i 8資産バランス 安定型	117,337,215円

S m a r t - i 8資産バランス 安定成長型	388,746,894円
S m a r t - i 8資産バランス 成長型	514,628,671円
T O P I Xインデックスファンド(適格機関投資家専用)	496,698,535円
りそなFT TOPIXインデックス(適格機関投資家専用)	920,338,665円
りそなDAAファンド(適格機関投資家専用)	159,365,217円
りそなFT RCバランスファンド(適格機関投資家専用)	2,108,707,478円
りそなVIグローバル・バランスファンド(安定型)(適格機関投資家専用)	9,739,242円
りそなVIグローバル・バランスファンド(安定成長型)(適格機関投資家専用)	29,942,144円
りそなVIグローバル・バランスファンド(成長型)(適格機関投資家専用)	61,089,415円
りそなFT マルチアセットファンド(適格機関投資家専用)	74,154,377円
りそなDAAマルチアセットファンド(適格機関投資家専用)	19,037,903円
りそなFT パッシブバランスI(適格機関投資家専用)	273,994,027円
りそなマルチアセットファンド(適格機関投資家専用)	51,445,968円
りそなDAAファンドII(適格機関投資家専用)	25,624,924円
りそなDAAファンド202205(適格機関投資家専用)	333,790,716円
りそなFT パッシブバランス202307(適格機関投資家専用)	753,783,470円
りそなマルチアセットファンド202310(適格機関投資家専用)	269,511,594円
2. 計算日における受益権の総数	68,916,883,619口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.8389円
(10,000口当たり純資産額)	(18,389円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年11月25日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
デリバティブ取引	(その他の注記)のデリバティブ取引に関する注記に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額	
が異なることもあります。	
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額	
自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2023年11月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,596,142,400	—	1,624,180,000	28,037,600
合計		1,596,142,400	—	1,624,180,000	28,037,600

(注) 時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2023年11月30日現在です。

### 【Smart-i TOPIXインデックス】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	7,246,341,103円
II 負債総額	33,902,402円
III 純資産総額 (I - II)	7,212,438,701円
IV 発行済口数	4,234,533,774口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7032円

(参考)

### RM国内株式マザーファンド

#### 純資産額計算書

I 資産総額	126,336,827,728円
II 負債総額	362,711,948円
III 純資産総額 (I - II)	125,974,115,780円
IV 発行済口数	68,963,069,188口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.8267円



#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 譲渡制限の内容

###### ① 譲渡制限はありません。

###### ② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

###### ③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

2023年11月末現在	資本金の額	1,000,000,000円
	発行可能株式総数	3,960,000株
	発行済株式総数	3,960,000株

- 過去5年間における主な資本金の増減  
該当事項はありません。

###### (2) 委託会社の機構（2023年11月末現在）

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。取締役会は、業務執行を分担して行う責任者を執行役員として選任することができます。また、取締役会は、取締役および執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

取締役は株主総会において選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

経営会議は、経営に関する全般的な重要事項および重要な業務執行案件を協議します。

監査等委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の職務の執行を監査する独立の機関であるとともに、監査等委員である取締役以外の業務執行取締役の選任・解任・辞任および報酬等について監査等委員会としての意見を決定します。

###### ② 投資運用の意思決定機構

委託会社では、以下P.D.C.Aサイクルにて投資運用の意思決定を行っています。

○PLAN：計画

- ・運用戦略部は、運用基本方針や主な投資制限などを策定し、運用委員会にて協議します。

○DO：実行

- ・運用部門のファンドマネージャーは、決定された運用基本方針等に基づいて運用計画を策定し、ファンドマネージャーが所属する部の部長が承認します。
- ・ファンドマネージャーは、決定された運用計画に沿って運用指図を行いポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。
- ・運用部門の各部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。
- ・売買発注の執行は、運用計画の策定等から組織的に分離されたトレーディング部が、発注先証券会社等の選定ルール等に基づく最良執行を行うよう努めます。

○CHECK：検証→ACTION：改善

- ・法令等や主な投資制限の遵守状況等については、運用部門から独立した運用リスク管理部がモニタリングを行います。その結果は、運用評価委員会に報告するとともにすみやかに運用部門にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。
- ・運用実績等については運用評価委員会が統括し、運用部門に対する管理・指導を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。

2023年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	162	1,650,654
単位型株式投資信託	6	27,495
単位型公社債投資信託	12	23,341
合計	180	1,701,491

### 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。  
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 8 期事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受け、第 9 期事業年度に係る中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

りそなアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月24日

りそなアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	7,480,501	9,745,910
前払費用	270,287	323,722
未収入金	247	314
未収委託者報酬	972,599	948,037
未収運用受託報酬	3,009,122	2,750,484
未収投資助言報酬	507,363	479,787
流動資産計	12,240,121	14,248,255
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 8,415	11,556
器具備品	※1 15,450	17,947
有形固定資産計	23,866	29,503
無形固定資産		
ソフトウェア	3,919	11,002
ソフトウェア仮勘定	3,100	—
無形固定資産計	7,019	11,002
投資その他の資産		
投資有価証券	37,596	60,103
繰延税金資産	118,572	117,863
投資その他の資産計	156,168	177,967
固定資産計	187,054	218,474
資産合計	12,427,176	14,466,729

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	274,374	252,008
その他未払金	※2 1,568,028	263,623
未払費用	105,943	111,825
未払法人税等	250,779	607,485
未払消費税等	276,917	99,188
預り金	2,465	2,245
賞与引当金	253,537	265,505
流動負債計	2,732,047	1,601,882
負債合計	2,732,047	1,601,882
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	490,000	490,000
資本剰余金計	490,000	490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,203,810	11,375,212
利益剰余金計	8,203,810	11,375,212
株主資本計	9,693,810	12,865,212
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,318	△364
評価・換算差額等計	1,318	△364
純資産合計	9,695,129	12,864,847
負債・純資産合計	12,427,176	14,466,729

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	4,788,765		4,696,038	
運用受託報酬	5,438,177		5,142,361	
投資助言報酬	982,472		952,145	
営業収益計	11,209,415		10,790,545	
営業費用				
支払手数料	1,460,131		1,210,415	
広告宣伝費	49,322		68,988	
調査費				
調査費	1,502,951		1,772,867	
委託調査費	137,291		148,470	
委託計算費	269,116		300,448	
事務委託費	23,751		26,903	
営業雑経費				
印刷費	95,519		114,901	
協会費	12,887		13,978	
販売促進費	2,277		836	
その他	64,110		70,972	
営業費用計	3,617,359		3,728,783	
一般管理費				
給料				
役員報酬	127,995		124,995	
給料・手当	1,260,284		1,361,136	
賞与	169,303		192,845	
賞与引当金繰入額	253,537		265,505	
旅費交通費	6,944		20,681	
租税公課	92,204		85,343	
不動産賃借料	99,813		113,302	
固定資産減価償却費	15,365		13,938	
諸経費	270,995		267,977	
一般管理費計	2,296,443		2,445,724	
営業利益	5,295,612		4,616,037	
営業外収益				
受取利息	—		5,137	
受取配当金	506		64	
投資有価証券売却益	866		564	
雑収入	3,244		2,431	
営業外収益計	4,617		8,198	
営業外費用				
投資有価証券売却損	—		290	
為替差損	170		64,517	
雑損失	1,455		22	
営業外費用計	1,625		64,829	
経常利益	5,298,604		4,559,406	
特別損失				
固定資産除去損	—		2,368	
特別損失計	—		2,368	

税引前当期純利益		5,298,604	4,557,038
法人税、住民税及び事業税	※1	1,632,846	1,384,185
法人税等調整額		10,297	1,450
法人税等計		1,643,143	1,385,636
当期純利益		3,655,460	3,171,401

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	4,548,350	4,548,350	6,038,350
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	3,655,460	3,655,460	3,655,460
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	3,655,460	3,655,460	3,655,460
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	8,203,810	8,203,810	9,693,810

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,804	1,804	6,040,155
当期変動額			
当期純利益	—	—	3,655,460
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△486	△486	△486
当期変動額合計	△486	△486	3,654,974
当期末残高	1,318	1,318	9,695,129

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	8,203,810	8,203,810	9,693,810
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	3,171,401	3,171,401	3,171,401
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	3,171,401	3,171,401	3,171,401
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,318	1,318	9,695,129
当期変動額			
当期純利益	—	—	3,171,401
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△1,682	△1,682	△1,682
当期変動額合計	△1,682	△1,682	3,169,718
当期末残高	△364	△364	12,864,847

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	2,073千円	2,865千円
器具備品	32,416千円	40,455千円

※2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
流動負債		
その他未払金	1,311,908千円	—

(注) 当該金額は、連結納税親会社と受払いする金額であります。

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する主な取引

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	1,311,417千円	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	3,960,000	—	—	3,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	3,960,000	—	—	3,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。



(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、運用受託先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	37,596	37,596	—
資産計	37,596	37,596	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	—	19,725	2,959	—
合計	—	19,725	2,959	—

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	60,103	60,103	—
資産計	60,103	60,103	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	—	34,625	1,996	—
合計	—	34,625	1,996	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	37,596	—	37,596
資産計	—	37,596	—	37,596

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	60,103	—	60,103
資産計	—	60,103	—	60,103

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	17,169	14,100	3,069
	小計	17,169	14,100	3,069
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	20,427	21,596	△1,169
	小計	20,427	21,596	△1,169
合計		37,596	35,696	1,900

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	29,229	26,990	2,239
	小計	29,229	26,990	2,239
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	30,874	33,639	△2,764
	小計	30,874	33,639	△2,764
合計		60,103	60,629	△525

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	7,866	866	—
合計	7,866	866	—

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	9,274	564	290
合計	9,274	564	290

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	77,607千円	81,271千円
未払事業所税	1,363千円	1,628千円
未払事業税	36,333千円	31,451千円
未確定債務	757千円	961千円
減価償却超過額	3,090千円	2,390千円
その他有価証券評価差額金	357千円	846千円
繰延税金資産小計	119,511千円	118,549千円
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	119,511千円	118,549千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	939千円	685千円
繰延税金負債合計	939千円	685千円
繰延税金資産の純額	118,572千円	117,863千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

法定実効税率	30.61%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%
住民税均等割	0.07%
その他	0.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.01%</u>

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

法定実効税率	30.61%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%
住民税均等割	0.08%
その他	<u>△0.32%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.41%</u>

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	5,964,710

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	5,545,681

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社りそなホールディングス	東京都江東区	50,552	持株会社としての経営管理	(直接)100%	連結納税	連結納税に係る個別帰属額(注1)	1,311,417	その他未払金	1,311,908

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)(注4)
親会社の 子会社	株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行業務及び信託業務	-	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託報酬(注1)	5,202,291	未収運用受託報酬	2,880,437
							投資助言報酬(注2)	762,418	未収投資助言報酬	
							支払手数料(注3)	922,420	未払手数料	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス(東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注4)
親会社 の 子会社	株式会社 りそな銀行	大阪市 中央区	279,928	銀行業務 及び 信託業務	—	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託 報酬 (注1)	4,790,900	未収運用 受託報酬	2,557,553
							投資助言 報酬 (注2)	754,781	未収投資 助言報酬	410,936
							支払手数料 (注3)	801,950	未払 手数料	161,752

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）



(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	2,448円26銭	3,248円70銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失(△)	923円09銭	800円86銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	3,655,460	3,171,401
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	3,655,460	3,171,401
普通株式の期中平均株式数(株)	3,960,000	3,960,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第9期中間会計期間  
(2023年9月30日現在)

資産の部		
流動資産		
預金		11,392,118
前払費用		291,608
未収入金		251
未収委託者報酬		1,022,391
未収運用受託報酬		3,062,606
未収投資助言報酬		512,845
流動資産計		16,281,821
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	10,888
器具備品	※1	33,344
有形固定資産計		44,233
無形固定資産		
ソフトウェア		9,869
無形固定資産計		9,869
投資その他の資産		
投資有価証券		89,922
繰延税金資産		118,642
投資その他の資産計		208,565
固定資産計		262,668
資産合計		16,544,489

(単位：千円)

第9期中間会計期間  
(2023年9月30日現在)

負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		280,368
その他未払金		289,518
未払費用		119,676
未払法人税等		826,250
未払事業所税		2,948
未払消費税等	※2	154,937
賞与引当金		237,686
預り金		3,663
流動負債計		<u>1,915,050</u>
負債合計		<u>1,915,050</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		490,000
資本剰余金計		<u>490,000</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		13,139,895
利益剰余金計		<u>13,139,895</u>
株主資本計		<u>14,629,895</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△457
評価・換算差額等計		<u>△457</u>
純資産合計		<u>14,629,438</u>
負債・純資産合計		<u>16,544,489</u>

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第9期中間会計期間

(自 2023年4月1日

至 2023年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		2,518,468
運用受託報酬		2,815,890
投資助言報酬		496,965
営業収益計		5,831,324
営業費用		
支払手数料		674,254
広告宣伝費		43,924
調査費		
調査費		951,111
委託調査費		58,686
委託計算費		156,106
事務委託費		15,858
営業雑経費		
印刷費		49,541
協会費		11,299
販売促進費		3,106
その他		41,911
営業費用計		2,005,801
一般管理費		
給料		
役員報酬		65,850
給料・手当		721,614
賞与		38,705
賞与引当金繰入額		237,686
旅費交通費		17,917
租税公課		48,115
不動産賃借料		61,403
固定資産減価償却費	※1	7,832
諸経費		142,791
一般管理費計		1,341,918
営業利益		2,483,604
営業外収益		
受取利息		5,080
受取配当金		58
投資有価証券売却益		2,000
為替差益		55,163
雑収入		1,103
営業外収益計		63,405
営業外費用		
投資有価証券売却損		15
雑損失		0
営業外費用計		15
経常利益		2,546,994
税引前中間純利益		2,546,994
法人税、住民税及び事業税		783,049
法人税等調整額		△738
法人税等計		782,311
中間純利益		1,764,683

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第9期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212
当中間期変動額	-	-	-	-	-	-
当中間純利益	-	-	-	1,764,683	1,764,683	1,764,683
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	1,764,683	1,764,683	1,764,683
当中間期末残高	1,000,000	490,000	490,000	13,139,895	13,139,895	14,629,895

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△364	△364	12,864,847
当中間期変動額	-	-	-
当中間純利益	-	-	1,764,683
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△92	△92	△92
当中間期変動額合計	△92	△92	1,764,590
当中間期末残高	△457	△457	14,629,438

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

第9期中間会計期間 (2023年9月30日)	
建物	3,533千円
器具備品	45,605千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

第9期中間会計期間 (2023年9月30日)	
有形固定資産	5,817千円
無形固定資産	2,015千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第9期中間会計期間(自2023年4月1日至2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,960,000	-	-	3,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

第9期中間会計期間(2023年9月30日現在)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	89,922	89,922	-
資産計	89,922	89,922	-

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	89,922	—	89,922
資産計	—	89,922	—	89,922

(有価証券関係)

### 1. その他有価証券

第9期中間会計期間（2023年9月30日現在）

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	26,571	23,986	2,585
	小計	26,571	23,986	2,585
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	63,350	66,595	△3,244
	小計	63,350	66,595	△3,244
資産計		89,922	90,581	△658

(収益認識関係)

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第9期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

### 1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

##### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。



(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	3,013,395

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	3,694円30銭
1株当たり中間純利益金額	445円63銭

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益 (千円)	1,764,683
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	1,764,683
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,960,000

(重要な後発事象)

第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

S m a r t - i T O P I Xインデックス

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

RM国内株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式に直接投資することがあります。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）、国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡し取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑧ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的な

らびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
S m a r t - i T O P I Xインデックス  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款に従い契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等



が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいい、以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものを

いいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第30条から第32条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第30条から第32条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、

当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所

における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金

利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第26条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよ

う調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属



する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年5月26日から翌年5月25日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年8月29日から平成30年5月25日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.14%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されず。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨お

よびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第51条 この信託は、受益者が第43条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第54条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年8月29日

委託者 りそなアセットマネジメント株式会社  
受託者 株式会社りそな銀行





リソナアセットマネジメント

RESONA